

令和3年第1回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和3年3月3日（水） 午前9時30分開議
2. 招集場所 大木町役場議会議場
3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正
4. 欠席議員 なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		
6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也
7. 議案の題目
 - ①会期の決定について
 - ②町長の施政方針について
 - ③専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大木町一般会計補正予算第9号）
 - ④大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - ⑤大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ⑥大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ⑦大木町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧大木町自治総合計画条例の制定について
- ⑨大木町自治総合計画基本構想の策定について

追加日程

- ⑩大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件

- ⑩令和2年度大木町一般会計補正予算（第10号）について
- ⑪令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- ⑫令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- ⑬令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）について
- ⑭令和3年度大木町一般会計予算について
- ⑮令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算について
- ⑯令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑰令和3年度大木町水道事業会計予算について
- ⑱大木町健康福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑲大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定について
- ⑳おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定について
- ㉑大木町地域創業・交流支援センターの指定管理者の指定について
- ㉒福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- ㉓大木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ㉔大木町公平委員会委員の選任について
- ㉕大木町公平委員会委員の選任について
- ㉖人権擁護委員候補者の推薦について
- ㉗一般質問
- ㉘大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉙大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑳諸般の報告
- ㉑会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、開会を宣言いたしますが、暫時休憩いたします。

休憩 9時30分

再開 9時40分

議長 それでは、再開いたします。

令和3年3月第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの発生確認から1年以上が経過をいたしました。新様式での生活も定着し、ワクチンの先行接種等も始まり、福岡県に発出されておりました緊急事態宣言も解除をされております。しかし、本町におきましても、依然として、卒業・入園式や入学式等も縮小した開催、集会、イベント等の自粛にも迫られており、議会におきましても本年度の報告会を中止させていただくなど、感染の封じ込めにご協力をいただき、町民の皆様にも大変なご不自由をおかけしております。引き続き、気を緩めることなく、町民一丸となって万全の感染対策を取り、この危機を乗り越えてまいりたいと考えております。

さて、皆様ご承知のとおり、小川洋福岡県知事が病気により辞意を表明されております。小川知事におかれましては、本町に多大なるご支援を賜っていただきましただけに、残念でなりません。今は一日も早い病気のご快癒を祈念申し上げます。

また、本年は東日本大震災から発生から来週で10年を迎えます。防潮・防波堤の建設、新しいまちづくりなど、着実に成果を上げているものの、依然として人が戻らず、被災自治体や住民の皆さんのご苦勞はいかばかりかと拝察をいたします。その後も日本全国では、地震や豪雨など、自然災害が毎年のように頻発しており、今年こそは穏やかな1年となるよう心から願ってやみません。

そうした中、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ、全員元氣にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会には、議案第1号から第23号、諮問第1号まで、多岐にわたる議案が提出されております。その中でも、特に今後の大木町を左右する自治総合計画基本構想の策定、また、新年度予算を審議する重要な議会でもあります。

町政運営の方針につきましては、この後、町長から説明がありますが、議案の内容につきましては、それぞれ担当課長から詳しく説明がなされます。

いずれの議案も、町政運営上重要なものであり、町政発展、住民福祉の向上につながるものと期待をいたしております。十分なる議論を尽くし、円滑に議事を進められるようご協力をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和3年第1回大木町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は、安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月26日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。小畠裕司委員長。

小島委員長 皆さん、おはようございます。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、令和3年第1回大木町議会定例会の会期、日程等について協議した結果、会期を本日から3月19日までの17日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長の報告といたします。

議長 お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から3月19日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から3月19日までの17日間と決定いたしました。委員長、報告ありがとうございました。

日程第2、町長の施政方針についてを議題といたします。

町長の施政方針を求めます。境町長。

境町長 皆様、おはようございます。

本日ここに令和3年第1回大木町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年末から1月にかけて、寒波の襲来による雪景色が何度か見られましたが、3月に入り、日増しに春の気配が感じられるようになりました。議員各位にお

かれましては、ますますご健勝のこととお喜びを申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、町民の皆様の暮らしや学校生活、飲食店など事業活動に甚大な影響を及ぼしました。福岡県では、感染拡大の第3波は現在縮小しつつあり、1月に発出された緊急事態宣言は2月末で解除されました。しかし、まだ収束の見通しは立たず、しばらくはウィズコロナの中で、感染予防対策をしっかりと講じながら、徐々に社会経済活動を復活させていく必要があります。

そのような中、ワクチン接種に対する住民の皆さんの期待は大きく、大木町医会の先生方のご協力を得ながら、できるだけ早く円滑にワクチン接種を開始したいと考えております。しかし、全国的にワクチン確保の見通しが立たず、具体的に日程が定まらないなど、先行きが見通せない状況です。

コロナ感染症は、これまでの社会を見直すきっかけになり、働き方改革やICT環境整備が加速する一方、都市一極集中の危うさを浮き彫りにし、地方が見直され始めました。大木町の田舎暮らしの豊かさを磨き上げ、発信していく好機だと考えています。また、コロナ禍を乗り越え、元の社会に戻るのではなく、様々なリスクに対応できる柔軟で足腰の強いまちづくり、地域づくりを進めていくことが肝要だと考えています。

さて、本定例会には、令和3年度から実施予定である大木町自治総合計画基本構想や基本構想を具現化するための令和3年度一般会計予算、特別会計予算を上程いたしております。したがいまして、若干時間をいただき、令和3年度の町政運営の基本的な方針と主要施策につきまして、所信の一端を述べさせていただきます、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、本定例会には、大木町自治総合計画基本構想を議案として上程させていただきました。これまでの総合計画は行政計画として策定しておりましたが、

今回の計画では、町民と行政が協働し、共にまちづくりの主体を担っていくことを肝としており、新たに自治総合計画としてスタートさせるものであります。

少子高齢化や人口減少など、本町を取り巻く社会環境が急速に変化する中で、地域と行政の自立と自治を目指す自治体経営の最上位の計画として、また、職員総出でつくり上げた戦略的な自治体経営の指示書として位置づけております。

基本構想には、基本理念として「住み続けたいと思える 持続可能な循環のまち おおき」を掲げ、その創生力、復元力の源となる3つの普遍的価値「循環・協働・自治」を掲げています。また、基本理念を具現化するために6つの町の将来像、2つの経営ビジョン、その象徴的指標としての25項目の目指す町の姿とその検証のための数値目標を設定いたしました。さらに、基本構想を具現化するための行政経営計画には、29の政策と73施策を位置づけ、その実現のためにゼロ予算事業を含めた272の事業を体系的に実施することといたしております。

あわせて、これまでばらばら感があった各種個別計画や財政計画、行政評価、目標管理、人事評価などの各種行政システムを自治総合計画を最上位として統合し、効果的な自治体経営の仕組みとして構築していくことを目指しています。また、職員の意識改革を促し、行政組織の生産性向上を図るために、新年度から組織機構改革を実施させていただく予定であります。

自治総合計画は、住民と行政の協働を基本とし、地域と自治体の自立と自治を確立することを目指しています。

基本計画では、行政が責任を持って取り組むべき政策・施策などを定めた行政経営計画と、住民や団体等の様々な主体が連携協働し、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進していくための校区づくり計画によって構成しています。校区づくり計画は、各校区の住民など多様な主体が自らつくる計画と位

置づけており、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で協議の場がなかなか持てない状況でありましたが、これから地域の中で自分たちにできる地域づくりを話し合っていたいただきたいというふうに考えています。

誰もが安心していつまでも住み続けられる地域づくりを実現するためには、地域の困り事を自ら解決し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の確立が重要であり、校区まちづくり協議会による校区活動と各地域自治活動の活性化を支援してまいります。

また、近年では、気候変動の影響による極端な気象現象や災害が頻発し、年々深刻化しています。災害がいつ、どこで発生するか分からない、そんな時代に突入し、高齢化や核家族化などによる自助力の低下が顕著になりつつある中、地域扶助力を強化し、補完することも重要になっています。気候変動への危機感是世界中で共有されるようになり、国においても、昨年9月、菅首相が2050年までに温室効果ガスゼロを目指すことを表明し、全国で自然エネルギーの普及などの対策が急速に進み始めました。

本町においては、一昨年12月、気候非常事態宣言を議会でご承認いただき、公表いたしました。本町においても、町民の皆さんのご理解を得ながら、気候変動対策の取組を加速する必要があると思いますが、現在、2050年カーボンゼロ社会を目指したロードマップを作成しているところであり、計画に掲げた事業を議会のご理解をいただきながら推進してまいります。

さて、行財政改革を着実に推進するため、既存事業の徹底した見直しと併せて予算編成を行ったところではありますが、本定例会に上程しております大木町自治総合計画基本構想に掲げる6つの町の将来像、2つの経営ビジョンに従いまして、当初予算事業の概要を申し上げます。

令和3年度大木町一般会計当初予算は、総額60億1,400万円となり、

前年度当初比1億6,500万円、2.7%の減となっております。また、繰入金は、財政調整基金から1億1,500万円、公共施設整備基金から2,300万円、大木町夢あふれるまちづくり基金から682万5,000円の合計1億4,482万5,000円とし、前年度当初比2億7,037万5,000円、65.1%の減となっております。

まず、町の将来像I「未来につなぐ環境先進のまち」についてであります。

ゼロウェイストの推進では、これまでの施策をさらに推し進め、次世代に自信を持って引き継げる循環のまちづくりを追求してまいります。平成30年4月より本格稼働を始めましたプラスチックの一次選別及び資源化施設であるYKクリーンにおいては、稼働から3年が経過し、プラスチックの回収量は、令和2年度は当初目標であった1,000トンを上回り、安定した事業運営を行っております。令和3年度からは広川町が新たに加わる予定でございます。

令和3年度は、高品質のプラスチックリサイクルの実現に向けて、九州大学を中心に、再生メーカー、流通、自治体が参画して実証研究を行う予定で、今回の取組が材料レベルでの循環イノベーションとなることで、複合化する環境、経済、社会の諸問題を同時に解決していくことを目指しております。また、一般社団法人サステイナブルおおきを指定管理者として、バイオマスセンターと環境プラザの運営管理を行わせるため、指定管理料として、それぞれ7,748万3,000円、1,561万円を計上しております。

気候非常事態宣言の取組では、今年度策定した2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けたロードマップに基づき、近年の気候変動の状況を町民の皆さんと共有し、自分事としてライフスタイルなどの見直しなどを推進していく町民会議を引き続き開催していくとともに、役場庁舎及びその周辺の公共施設のエネルギーを再生可能エネルギー100%で賄える仕組みを検討

いたします。また、全町に再生可能エネルギーを普及させていくための推進体制を整えていきます。これらの取組を強力に進めていくため、総務省の地域おこし企業人交流事業を活用し、専門的知識やノウハウを持つ人材を配置したいと考えております。地域おこし企業人交流事業負担金として560万円を計上いたしております。

環境負荷の少ない暮らしづくりを支援していくため、これまで行ってきた住宅用太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車等充給電システム設備（V2H）を住宅へ設置する際の補助金のほか、電気自動車の購入費に対して新たな補助するメニューを追加し、地球温暖化防止対策支援事業として330万円を計上し、脱炭素社会に向けて加速させてまいります。

次に、町の将来像Ⅱ「人と経済の好循環で活力のある産業が育つまち」についてでございます。

地産地消と消費循環の推進では、「環のめぐみ」や「環のかおり」の地域内消費喚起と多子世帯を応援する事業費として300万円の予算を計上しているほか、地域ポイント事業費519万9,000円、商工会で実施されますプレミアム商品券発行を支援するための補助金500万円を計上しており、地産地消や地域内経済循環を推進してまいります。また、道の駅おおきの指定管理料1,313万円のほか、同施設に整備しております外灯の更新工事費として200万円などの予算を計上いたしております。

地域農業の振興では、土地利用型農業の振興事業費1,241万6,000円、施設園芸型農業の振興事業費は8,600万円などで、基幹産業であります農業の振興を図るとともに、新規就農者の支援及び定着、認定農業者の支援を行うための事業費4,890万4,000円の予算を計上いたしております。また、土地改良施設維持管理事業費3,141万8,000円、多面的機能支

払交付金として農村環境保全事業費 5,659万7,000円を計上いたしております。

商工の振興では、商工振興費 1億1,837万8,000円及び創業支援費 30万円の予算を計上し、商工会と連携して町内事業者の支援を行ってまいります。また、地域創業・交流支援センターにプロジェクトマネジャーを配置し、地域の稼ぐ力を創生、強化し、雇用の確保に向けた事業展開を進めるための事業費として1,753万8,000円の予算を計上いたしております。

移住、関係人口創出の促進の取組として、WAKKAの指定管理料 905万8,000円など、WAKKAを拠点に地域資源を活用した産業の振興、創業の促進及び多様な交流の推進による地域経済の活性化に努めてまいります。

また、新規事業として、町の新たな魅力や楽しみ方を来訪者とともに発掘、ブラッシュアップしていく取組として、1人乗りの超小型EVを6台導入することとしております。環境に負荷をかけない交通手段としてPRしつつ、自転車よりも行動範囲が広がる利点を生かして、町内だけにとどまらず、近隣自治体を含めて周遊できる仕組みづくりをつくっていきたいと考えております。

町の将来像Ⅲ「子育てしやすく子どもが元気に輝くまち」についてであります。

子育て支援体制の充実につきましては、妊娠、出産、発達段階における育児に関する不安や悩みを解消する取組により、安心して子育てができる環境整備を引き続き行います。

主な内容といたしましては、令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、専門職を配置し、切れ目のない総合的な子育ての支援として、産前・産後サポート事業の充実を図るための妊婦健診診査委託料 1,199万9,000円、産婦健康診査助成金 120万円を計上しております。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減策として、こども医療費の自己負担を中学3年生まで無料とする費用を含めたこども医療対策費6,940万3,000円を計上し、そのほか、令和元年10月からは子育て世帯転入ポイント、出生ポイントの進呈、令和2年度からは、ふるさと納税寄附金を活用した夢あふれるまちづくり事業の一環として、本町で生まれた赤ちゃんに町内事業所から取り寄せた木製プレート食器など祝いの品を届ける赤ちゃんギフト事業費として、今年度も240万円を計上いたしております。

また、学童保育所運営につきましては、町内全ての学童保育所施設の充実を図り、運営のNPO法人「ほっとかん」へ、3学童6クラブの運営費として、指定管理委託料4,736万4,000を計上いたしております。

保育の充実につきましては、保育所の待機児童問題や保育士不足問題に対応するため、多様な保育事業として1,357万8,000円、保育士の負担軽減、資質向上、保育士の確保を支援する補助事業費として534万7,000円を計上いたしております。

学校教育の充実の取組では、社会背景の変化により教育へのニーズが多様化、複雑化しており、学校教育のICT化の促進、活用、さらには不登校児童・生徒などの学習機会の保障についても、家庭教育支援員やスクールライフサポーターなどの人材を活用して様々な可能性を検討し、具体化してまいります。また、英語授業ALTを業務委託から令和3年度は町の会計年度任用職員として持続的な指導ができるような配置といたします。

GIGAスクール構想を一層推進するために、有識者等における助言、支援の実施による教師のICT活用指導力の向上や情報教育の充実を図るICT支援員配置事業委託として831万6,000円を計上いたしております。

経済的に困窮している保護者に対する就学援助奨励事業では、就学援助費と

して小・中学校合わせて1,790万3,000円を計上いたしております。

また、学校給食費補助事業につきましては、給食費の見直しが必要な状況となっておりますが、令和3年度につきましては、学校給食助成金のうち中学生の助成金を月1人200円増額して90万円増の814万円を計上いたしております。学校給食調理場管理事業では、老朽化しております蒸気ボイラーの取替工事として528万円を計上いたしております。

子供の育成活動の充実では、学校を核とした地域づくりに取り組む地域学校協働活動事業を町内全域に広げるため、地域学校協働活動推進員を各校区へ配置し、全地域と学校が相互に連携・協働して取り組むための費用として241万4,000円を計上いたしております。

続きまして、町の将来像Ⅳ「だれもがいつまでも幸せに暮らせる健幸長寿のまち」についてでございます。

健康寿命の延伸では、疾病の早期発見、早期予防のため、がん検診、歯周疾患検診等に関する費用として1,461万円、保険の種別関係なく受けることができ、特に早期発見による効果が高いと言われる胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がんを対象としたがん検診・結核検診委託料1,321万5,000円、新型コロナウイルス予防接種に係る接種委託料で、1回分の接種費用を全町民の9割の2回分として5,785万5,000円を計上いたしております。また、令和3年度から3か年、健康福祉センターを町民の健康・長寿の駅として事業展開を行うための予算として、健康福祉センター指定管理運営委託料3,543万2,000円を計上いたしております。

高齢者支援体制の充実では、地域包括支援センターの運営費、介護保険広域連合への負担金、介護予防事業・認知症施策の推進等の予算として2億3,497万3,000円、福岡県介護予防補助事業を活用し、ケアランポリン協

会に委託する介護予防教室年30回分と体力測定を実施前後と中間に1回の計3回分350万7,000円を計上いたしております。また、生活支援体制整備事業委託料として1,623万3,000円、新規事業としては、高齢者の就労的活動の場を提供するため、民間企業、団体、事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、高齢者の社会参加等を促進する事業として、シルバー人材センターに委託就労支援コーディネーター等委託料370万円を計上いたしております。

障がい者福祉の充実では、障害のある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、できる限り自立し、自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援給付や更生医療給付、相談支援をはじめ、日常生活用具の給付、移動支援や日中一時支援など、地域生活支援を要する予算として4億161万5,000円を計上いたしております。

総合福祉支援体制の充実では、高齢者の社会参加と生きがいつくり事業では、老人クラブ助成金といたしまして247万7,000円、シルバー人材センター運営事業負担金といたしまして800万円などを予算計上いたしております。

次に、町の将来像V「まちの個性が光る暮らしと文化が育つまち」についてであります。

まちの資源を生かした地域づくり、人づくりでは、地域資源を再発見したり、まち磨きをしたりする取組として、本年で16回を迎える「さるこいフェスタ」を大莞校区において行う予算として82万5,000円、国際感覚と広い視野を持つ地域づくりの担い手人材を育成していく取組をひしのみ国際交流センターと共同で行うための補助金として200万円を計上いたしております。

人権教育・啓発、男女共同参画の推進では、女性の割合を定めるクォーター制度の導入も視野に入れながら、野心的な目標を掲げて各種委員会等の委員の

女性登用を積極的に進めていくため、関連する予算として18万6,000円を計上いたしております。

安全・安心のまちづくりの推進では、犯罪や事故が少なく治安のよい安全・安心なまちづくりに向けて、町民意識の高揚と自主的な活動の促進を基本に、防犯体制の充実として防犯体制推進事業費78万6,000円、防犯設備整備事業371万8,000円の計上のほか、交通安全啓発事業の推進として交通安全啓発事業に172万1,000円、高齢者事故抑制事業に60万3,000円を計上するとともに、水難事故防止対策の推進に努めてまいります。

消防・防災体制の整備では、災害に対する備えが整い、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、久留米広域市町村圏事務組合を構成する4市2町を管轄する久留米広域消防本部負担金として1億6,071万円を、経年劣化した小型動力ポンプ付積載車更新費870万5,000円などを計上し、消防団の充実、強化に努めてまいります。

また、防災情報の伝達手段の多重化、多様化など防災情報の啓発を推進するとともに、民間企業などとの災害協定を進めるなど大規模災害を想定した対策を推進していくために、防災体制推進事業に190万円、防災設備等整備管理事業に213万8,000円、耐震対策事業に235万円を計上いたしております。さらに、地域の防災力を高めるため、地域の防災リーダーの育成を行う防災士資格取得助成金11万5,000円の計上をはじめ、定期的な訓練、研修を通して校区や自主防災会の活動支援を実施してまいります。また、平地ダムとしての堀の治水機能を最大限に生かした豪雨被害の軽減対策にも取り組んでまいります。

生涯学習の推進と文化・スポーツ活動の充実では、図書・情報センターや子育て交流センター、総合体育館など、数多くの町民の皆さんが繰り返し訪れる

出会いの広場「こっぽーと」において、新たな出会いや交流が生まれ、そこから新しい学びへとつなげるための空間づくりに、屋外用ベンチテーブルや椅子等を購入する費用として157万3,000円を計上いたしております。また、これまでの4か月健診時でのブックスタートに加え、2歳、3歳、5歳時における子供の成長に合わせた絵本の配布など、切れ目のない子育て支援としての親子のコミュニケーションを図るブックスタート推進事業に要する費用として93万円を計上いたしております。

町民スポーツ支援では、令和3年度に法人格を取得する体育協会への補助金1,514万8,000円を計上いたしております。人口減少、少子高齢化社会が迫る中、町民の皆さんのさらなる健康増進を図り、いつまでも幸せに暮らせる健康長寿のまちづくりを築いていくためには、長期的視野に立ち、参加しやすいスポーツ事業の展開が必要であり、体育協会を法人化することで体制を強化し、計画的かつ効率的にスポーツ事業を展開することで、町民の皆さんの健康増進に寄与するものでございます。

次に、町の将来像VI「堀と自然が調和した暮らしの基盤が整ったまち」についてでございます。

総合的な堀の環境保全と機能の維持管理では、地域住民が行政との共有財産である堀の維持管理に参画をし、総合的な堀の環境保全と機能の維持管理を図っていくための事業予算として988万2,000円を計上いたしております。

生活排水機能の堀の環境保全と合併処理浄化槽の普及・維持保全では、堀の再生に向けた合併処理浄化槽の普及促進に当たり、合併処理浄化槽設置補助金3,575万1,000円を、また、発足から7年が経過し、合併処理浄化槽設置者の94%の加入を得ている一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会に対する助成金1,998万2,000円を計上いたしております。合併

処理浄化槽維持管理協会では、設置者負担の軽減対策や設置者による適正な維持管理を支援し、堀の水質の保全管理を図ってまいります。

生活・活動を支える都市基盤の維持・整備では、道路舗装補修並びに道路冠水対策としてのかさ上げ工事費として5,520万円、町道10号線自転車歩行者道整備事業の主なものとして、公有財産購入費350万円、用地購入費及び物件等移転補償費1,600万円、狭あい道路整備事業では、町内7か所の整備工事費4,100万円、支障電柱の移転補償費等2,200万円を計上いたしております。ほかに、山ノ井川浸水対策重点地域緊急事業の正原橋の架け替えに伴う拡幅分の負担金として5,000万円、公園広場維持管理費として873万8,000円などを計上いたしております。また、主要地方道久留米柳川線道路改良、国道442号の4車線化、県道水田大川線の歩道設置の事業促進など、生活、活動を支える道路整備の推進を要望してまいります。

次に、地域経営ビジョンでございます。

「住民自治が育ち地域の力でまちづくりが推進されるまち」についてであります。

本格的な高齢化社会、人口減少社会を迎える中で、いつまでも住み続けられる活力のある地域社会を築いていくためには、地域の自治活動や校区活動が活性化し、自分たちの困り事は自分たちで解決できる自立した地域づくりが欠かせません。令和3年度をスタート年度とする自治総合計画では、基本計画において行政経営計画と並んで校区づくり計画を位置づけており、行政と地域・住民を両輪とした協働のまちづくりを目指します。令和3年度は、各校区に職員を配置し、(仮称)校区づくり協議会を立ち上げるとともに、校区づくり計画の策定などを支援してまいります。また、行政区長に集中する地域運營業務を組織全体で分担して行うために、地域自治組織の整備を要請するとともに、地

域の自立に向けて必要な支援を行ってまいります。

地域経営ビジョン「高い経営意識のもと健全な行政経営が行われるまち」についてでございます。

組織力・職員力の強化による生産性の向上では、社会情勢に応じた機動的・効果的な組織とするため、行政組織機構を見直し、グループ・チーム制の導入により、職員が柔軟に活躍できる体制を取り、業務が効率的に行われることで生産性を向上させてまいります。また、多様化する町民ニーズに対して質の高い行政サービスを提供するために、専門研修等を計画的に実施し、職員の能力向上と意識改革に取り組んでまいります。

適正な財産管理と活用では、町民サービスの向上と行政改革の視点で適正な財産管理運営を行っていくとともに、財産の有効活用を推進してまいります。

また、庁舎施設機器類の更新と改修について、ランニングコストの削減と環境に配慮した取組を踏まえて施設を効果的・継続的に運用するため、ZEB改修可能性調査業務委託料として302万5,000円を予算計上し、令和3年度から庁舎等ZEB化事業に取り組んでまいります。また、平成30年度に整備が完了いたしましたみんなの広場のトイレ設置工事に係る費用として1,399万2,000円、大木中学校屋内運動場改修の設計業務委託料として300万円を計上いたしております。

行政システムの運用とトータルシステム化では、これまで各分野における個別計画や評価管理システムは、それぞれの目的に応じて個別に運用されていたものを最上位計画である自治総合計画と統合させ、トータルシステム化して機能させていくために、制度や仕組みを設計するとともに、試行錯誤を繰り返しながらシステムの構築を図ってまいります。

適正な公金収受と財源確保では、大木町自治総合計画の策定に際し、政策・

施策を実現する手段として活動事業を位置づけ、計画期間内の活動事業量を定めました。併せて策定する中期財政計画を財政規律にのっとり運用し、明確に財源の裏づけがある実効性の高いものにする道筋をつけました。しかし、これはあくまでスタート地点に立ったにすぎず、今から、それもできるだけ早期に、政策規律を確立し、年度ごとに行政評価をベースとした事業の見直しを不断に行い、事業の必要性、優先度に応じた取捨選択を通じた行政の効率化を追求し続ける必要がございます。

計画期間内で「高い経営意識のもと健全な行政経営が行われるまち」に生まれ変わるために、職員全員で、この自治総合計画の趣旨を理解、共有し、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、本町の貴重な財源の一つになっているふるさと納税につきましては、寄附者への返礼品の新たな発掘や開発に注力した結果、令和2年度も5億円を突破いたしました。令和3年度においても5億円を想定し、関連予算を計上させていただきます。

情報共有と情報システムの強化では、これまで行ってきた広報紙、ホームページを使った情報発信に加えて、公式LINEを活用して新型コロナウイルス感染や災害などの緊急情報をプッシュ型で広報を行うほか、子育て情報やごみの検索など暮らしの情報をいつでも検索できるような常設メニューを設けるなどして、町民の皆さんとのコミュニケーションを図っていくことにいたしております。

また、情報システムの強化と利活用の推進につきましては、現在の総合行政システムのリース期間終了に伴い、新たに令和4年2月の本格稼働に向け、総合行政システム等リプレースに関するシステム開発導入委託料3,286万5,000円を計上するとともに、リモートワークやビデオ会議等新たな情報基盤

の整備及び文書管理の電子化導入、行政手続等における押印見直しの取組を進め、情報通信技術の活用と行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政運営に臨む私の所信の一端と主要施策の概要について申し上げましたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会を前に、効率的な行政運営を徹底するとともに、町民の皆様との協働の取組を進めながら、本町の強みを生かした持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

なお、今回の定例町議会に提案させていただきます議案は、専決処分の承認を求めること1件、条例の一部を改正するもの4件、新たな条例の制定1件、自治総合計画基本構想の策定について1件、予算関係といたしまして、令和2年度一般会計などの補正予算案が4件、令和3年度当初予算案として一般会計及び2つの特別会計と水道事業会計の合計4件、指定管理の指定については4件、委員の選任についてなど4件の総計23議案及び委員候補者の推薦1件となっております。いずれの案件も町政運営上緊要なものでございますので、慎重なるご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 町長の施政方針を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

休憩 10時20分

再開

10時30分

議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、国からの補助金を受けて、接種券の作成や発送などを行うために経費を新たに支出する必要が生じたことから、これを補正予算として計上することとし、令和3年1月14日付で専決第1号として、令和2年度大木町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万3,000円を追加し、それぞれの合計を83億9,530万9,000円として計上する専決処分を行ったものでございます。

その主なものといたしまして、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として315万3,000円の増、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料として315万8,000円の増を計上したものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳出から歳入と続けて説明を願います。川村会計課長。

会計課長　それでは、議案第1号について説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策、特に接種体制を確保するために早期に委託契約を締結する必要があったこと、そのための予算を定める必要があったことから、専決処分を行ったものです。

歳出予算補正予算書11ページ、12ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で315万3,000円の補正です。

内容は、全額、予防接種事業において新型コロナウイルスワクチンの接種体制を速やかに、より確実に確保するため、ワクチン接種事業の運営管理システムの改修及び接種用チケットの作成業務への委託費として計上いたしております。

次に、歳入予算を説明いたします。

戻りまして、9ページ、10ページをお願いします。

今回の歳出補正分については、全額国費で賄われるため、同額の歳入予算補正を計上いたしております。

以上で終わります。

議長　所管課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第1号本案については、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第2号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、大木町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長 議案第2号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料、改正条例の新旧対照表等の1ページをご覧ください。

本案は、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、2月13日から施行されたことに伴い、大木町国民健康保険条例附則第4条に規定する傷病手当金の中の下線部分、新型コロナウイルス感染症の記述を改めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号大木町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第2号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第3号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の必須業務となった農地利用の最適化業務である担い手への農地集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規農業者参入の促進等に関わる活動に応じて支給される国からの交付金、委員活動報酬の上乗せ制度創設に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。広松産業振興課長。

産業振興課長 議案第3号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料、改正条例の新旧対照表2ページから3ページをご覧ください。

農業委員会に会長、副会長及び委員の区分により報酬の額が定められており、それぞれの区分において、加算額として農地利用の最適化の推進に係る業務分を上乗せ報酬として、予算の範囲内で町長が別に定める額で支給することとしております。

予算の範囲内で町長が別に定める額で支給するための規定については、また別に定めることとなりますが、第1条においては趣旨、農業委員会委員等に対し、町長が別に定める額の支給について、必要な事項を定めることを規定し、第2条においては、加算する報酬額は、国が定めております農業委員会交付金要綱及び農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく額を加算する報酬とすることを規定します。また、第3条では、報酬の支給時期について、町が国から交付金の交付を受けた後に支給するとする規定を定めることとしております。

4ページの農地利用最適化交付金事業の概要についてをご覧ください。

事業内容として、資料中央部に記載されている箇所でございます。

農地利用の最適化に係る活動及び実績に応じて、国からの交付金が交付されることが記載されておきまして、1の活動実績と2の成果実績に応じた2種類の事業交付金の内容となっております。本町におきましては、当面、1の活動実績に応じた交付金の活動を行い、その活動状況を見ながら、2の成果実績に応じた交付金活動を行うか否かを判断したいというふうに考えております。

説明は以上で終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号大木町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第3号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第4号大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定に基づき、水道事業の設置について必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 議案第4号大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

条例案及び参考資料 5 ページに新旧対照表を添付していますので、併せてご覧ください。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定に基づき、水道事業の設置について所要の規定の整備を行う必要があるので、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、行政組織機構改革による係の廃止に伴い、水道係を建設水道課に改めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号については、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第4号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号大木町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第5号大木町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、久留米広域市町村圏事務組合の構成団体に対して分配される債券を基金として組み入れるため、大木町地域振興基金条例の一部につき、所要の改

正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村会計課長。

会計課長 それでは、議案第5号大木町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の次のページ、改正条例案をご覧ください。

また、参考資料6ページには、新旧対照表をつけておりますので、併せてご参照ください。

本案は、久留米広域市町村圏事務組合が実施してきたふるさと振興事業を令和3年3月末で廃止し、当組合が所有する財産について、構成団体の出資割合で帰属させることが決定したことを受け、本町では、大木町地域振興基金で受け入れるために、当該基金条例に附則第2条として分配された財産のうち、国債によって分配された分についても分配を受けた日において組み入れる旨、加えるものです。

なお、久留米広域市町村圏事務組合がふるさと振興基金によって保有する財産のうち、出資割合によって算出した本町への帰属分については5,652万4,763円となります。そのうち5,325万円が国債で分配され、本町側で公有財産として受け入れ、残りの現金は一般会計にて歳入し、同時に基金への積立金として歳出処理を分配日にて行うこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号大木町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第5号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号大木町自治総合計画条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第6号大木町自治総合計画条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度を開始年度とする大木町自治総合計画について、町の最上位計画に位置づけるとともに、自治体経営の指針として総合的、戦略的に遂行していくことを明文化するために、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田企画課長。

企画課長 議案第6号大木町自治総合計画条例の制定についてご説明いたし

ます。

本案は、これまでの市町村の総合計画について、旧自治法において、基本理念や目指すビジョン、重要な成果指標など計画の肝となる基本構想は、議会の議決を得て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年の法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

このたび策定作業を行ってきました自治総合計画については、これまで策定してきた第1次から第5次までの総合計画と同様に、大木町の最上位計画と位置づけ、自治体経営の遂行を図っていくこととしております。

つきましては、計画自体に町の最上位計画であることを法的に根拠づけるとともに、策定することを町に義務を課し、基本構想については、議会の議決を得ることを義務づけるために条例を制定しようとするものです。

条文のページをお開きください。

第1条では、本条例の目的について、総合的及び計画的並びに戦略的な自治体経営の遂行を図るということを規定しております。

第2条では、用語の意義について、第1号の自治総合計画から第5号の校区づくり計画まで、それぞれ規定しております。これまでの総合計画と異なり、今回の大きな特徴の一つとして、基本計画について行政経営計画と校区づくり計画で構成し、行政と地域住民でそれぞれに計画を定めることとし、自治体運営を行っていくような枠組みとしております。

第3条第1項では、町に自治総合計画の策定を義務づけていくことについて、同第2項では、同計画が町の最上位計画であることについて、それぞれ規定しております。同第3項では、社会情勢の変化等に合わせて同計画を変更していくことを、同第4項では、同計画を策定または変更するときは町民の意見を聞

くことについて、それぞれ規定しております。

次のページをお願いいたします。

第4条では、基本構想を策定または変更するときは議会の議決を得ることについて規定しております。

第5条では、当計画の進捗状況や効果等の検証を継続的に行うことについて規定しております。

第6条第1項では、審議会を置くことについて、同第2項では、審議会の委員の数を10名以内とすることについて、それぞれ規定しております。同第3項については、審議会の組織や運営などの必要な事項は規則で定めることを規定しております。

第7条では、同計画を策定または変更、検証したときは公表する旨を、最後に、第8条では、委任に関する事項について、それぞれ規定しております。

なお、附則において、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするほか、この条例の施行と併せて不要となる条例の廃止または一部を改正するものを定めております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ちょっと2つほど質問させていただきたいのですが、先ほどの条例案の中で、第2条第5項で、校区づくりで小学校校区を単位とするということが出てまいっております。本町には、大莞、木佐木、大溝という3校区があるかと思うんですけれども、地域単位ですと地域での格差が出てくるの

ではないかと、ちょっと懸念材料があります。その辺をどういうふうに調整されるのか。

それから、また、第3条の第4項の中で、町民の意見を聞くものとする。この町民の意見の聞き方なんですけれども、各種団体に意見を聞きましたよということで終わっちゃうんですけれども、なかなか各種団体で出てこられる方というのは、非常にメンバーが毎回同じような顔をされた方がお見受けされるかと思しますので、幅広い町民の意見をどうやってお聞きになれるのか、そこをもう一つお尋ねしたいと思っております。

それから、先ほどの校区づくりで、単位でその差が出るかと思っておりますが、次のページの第6条、審議会は10人以内の委員をもって組織すると。やはり、ここの10人というと、各校区3・3・3で出てこられて9人になるのか、有識者を入れられてするのか。でないと、その人数に合わせて、この審議会の委員を選任されてしまうと、やっぱりどうしても人数の少ないところが弱小化してしまう。この辺のちょっと懸念がありますので、その辺をどういうふうに今後進められていくのか。まだまだこれは条例の段階なので、そこまでご計画されていらないのか分かりませんが、どのような進め方をするのか、町長にお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　小島議員のご質問にお答えしたいと思います。

校区づくり計画で格差ができる懸念があるということでご質問をいただいています。

各校区、本当に違いがあると思うんです。その違いをどう見ていくのか。そ

それぞれ強み、弱みがあって、基本的に各校区同じレベルで、何でも全て同じ形で校区づくりを進めていくということではなくて、やっぱり大莞校区、木佐木校区、大溝校区それぞれ特徴がありますので、本当に特徴に合わせたところでの校区づくりというような形をやっぱり考えていく必要が、そういう意味では、違いというのは当然出てくるし、違いというのは、やっぱりそれぞれの特徴を出していくということは必要だと思っています。

格差というところで、例えば校区協議会等を通じて、行政サービスをある程度委任する場合の格差はあってはいけないので、この部分については、やっぱりしっかり、どこに住んでおっても同じサービスが受けられるような対応というか、それは当然必要だと思いますので、議員ご心配の格差の面については、再度、校区づくりの中に、そういうことがないということをしっかりと位置づけながら、進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、町民の意見を聞くということはどういうことかということ、これは、正直申し上げて、この問題だけじゃなかですよね。全てにおいて、やっぱりこれからのまちづくりにおいて、町民の意見をどうしっかり反映させていくのか。もっと言えば、もっとフラットに町民の皆さんと話し合いながら、まちづくりを進めていくのか。そういうことが本当に求められているというふうに思います。それが不足しているというのは、議員ご指摘のとおりだと思います。

私もそれは全く力不足かというか、十分な取組になっていないという、そういうことも実際感じておりますので、今回、自治総合計画に関して、もしくは地域づくりのことにに関して、まずは地域の人たちとしっかり話し合っていく必要があるというふうに考えていますので、その場においては、私を含めて町の管理職あたりが、しっかりと地域に出向いて、まちづくりについての意見交換を膝詰めでできないかな、しないといけないなということは、ちょっと強く思

っているところであります。

私自身も環境課のときに、いろいろごみの分別とかそういうときに、広報で知らせてもほとんど伝わりませんけれども、やっぱり地域に出向いて膝詰めで説明することで伝わる部分がありますので、そういう取組を今後ぜひとも強めていかなければならないなというふうに思っております。

審議会の人数が10人というところで、委員構成がどうなのかというところでご質問いただいています。実際、委員構成をどうするかというのは、まだ決めておりません。この自治総合計画に関して、もちろん地域の意見も反映する必要がありますので、各校区から何名出ていただくのか、あと、識者なり、どういう形で構成をしていくのか。これについては、本当にまちづくりの最上位計画でありますので、行政運営の部分、地域経営の部分、その部分を両方ともしっかり反映できるような人選をさせていただく。それと、その人選については、決まり次第というか、どういう考え方かというのは、決まり次第、また議会のほうにもご報告をさせていただきたいというところで、一応ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長 町長、答弁をするときに、これを触ると、がさがさいうて聞き取りが大変やけん、後で。

小島委員長、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません。それでは、まず第5条なんですけれども、町長は、自治総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進捗状況、効果等の検

証を継続的に行うものとするというふうになっています。これは、9月の決算、それから3月の予算に、結局予算とのひもづけになっていますから、当然関連してくると思うんですけども、なかなか忙しいというか、それを検証するのが、いわゆる前のまち・ひと・しごとのときも、とてもちょっと大変だったなという感じがしているんです。

だけど、ここに書いてあるんですけども、この検証がうまくいくのかな、大変なんじゃないかなというふうにですね。その時期、ほら、いろんな行事がいっぱい詰まってくるじゃないですか。だから、むしろちょっと大丈夫かなというような懸念を持っているもので、そこいらはちょっと説明願いたい。

それから、第7条の自治総合計画を策定し、もしくは変更し、検証して公表する。これは、校区づくり計画については非常に大事なんじゃないかなと思うんです。だから、これは広報お渡しでは、ちょっと分かりづらいかなどいうふうにも思ったりするので、もしその方法を今考えておられるようでしたら、分かる範囲で結構ですから、説明願います。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 じゃ、すみません、私のほうで、古賀議員のご質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

本当に、今までいろいろ計画をつくって、数値目標なりをつけて、それを検証するという作業をやってきましたけれども、なかなか実態に合った検証が本当にできたかどうかというのは、議員も恐らく感じられているところであろうと思いますし、じゃ、本当にその検証したことがしっかり後に反映されている

か、その作業をするのに時間を取ってやるだけのことがあるのかとか、そういうところも議員お感じのところだと思っています。

私も実はそういうところを感じておりますし、あと、やっぱり検証したやつが施策の成果に、じゃ、十分に反映されているのかとか、次の施策の展開に反映されているのかとか、そこら辺の系統的な取組がなかなかできていないというところもあります。本当に、おっしゃられるように、時間をかけてやるからには、やるだけのPDCAという次のつながりをつくらないと意味がないわけでありますので、これもしっかり課題として捉えさせていただきたいと思います。

そういうことをしっかり念頭に置きながら、検証作業もできるだけ時間をかけずに、二重になるような検証作業はやらない。それを次にどうつなげるのか。さらに、それを変えたときにどう公表していくのか。もちろん特に校区づくり計画あたりは校区民の人たちに議論していただいて変えていくということになってくると思うので、そういう変えるときのプロセス、あと変えた後の結果の公表の仕方をどうしっかり公表していくのか。単に広報で公表するかホームページで公表するだけではもう伝わらないというのは、先ほどの小島議員の質問にも関連してくるところだと思っていますけれども、本当にやっぱり住民の皆さんとしっかり情報共有するということが、協働のまちづくりにとって一番肝の部分であります。それに関連してくる部分だと思っていますので、そのところはしっかり検討させていただきたいと思っていますし、それは都度、議員各位からもご指摘いただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長 知文議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。続けていいんですか。じゃ、10番、古賀知文

議員。

古賀知文議員　いや、違うのになりますから、もしあれだったら。

議長　よろしいですか。

古賀知文議員　はい、いいです。

議長　じゃ、失礼しました。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　自治総合計画の条例、これに付随して、校区の人、地域の人々、町民と一緒に協働のまちづくり、地域づくりということで考えていくということであれば、それはまた住民自治基本条例になるものをつくるということになりはしないかと思いますが、いかがですか。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　ご指摘ありがとうございます。

住民自治基本条例ですよね、そういう本当にまちづくりの根幹に関わる住民参画の下でやっていくようなところは、本当はやっぱり条例で定めたほうがいいと思います。

ですから、校区づくりの計画あたりがしっかり根づいて、地域住民の方の役割あたりがしっかり整理されて、そういう時点で、じゃ、それをしっかり条例化して、さらに、みんなで協働のまちづくりを進めていこうという、一つの基

本的な条例ですから、そういうルールづくりというのは、議員おっしゃるとおりに必要というか、目指すべきだというふうに思っています。

ただ、今の時点で作る、つくりたくないという判断ができるかという、そういう状況ではありませんので、議員のご意見に関しましては、そういう方向性で考えるべきだというところで受け止めさせていただいて、できればそういう方向につないでいくようなところでのまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 個人的には基本条例をつくるのは賛成じゃありません、本当は。大体この中で本当に住民と一緒に協働の中で地域づくりをやっていくということが基本的であるけれども、今の状況で人口は減少していく中、そして、やっぱり今、高校生以下の子が少ない中で、先ほど小島議員からも言われましたが、いろんな意見を言う人、若い人たちがいない。そういった状況の中で協力をさせていただくということになってくると、そういった条例で固めてしまうような形にせんといかんとかなと。しかし、それでまたがんじがらめになったら、また大変ですから、その辺を十分に検討しながら、本当に住民がまちづくり、地域づくりに協力できて、一緒に協働の力が働くような形に持っていくということを基本にお願いしたいと思います。

議長 意見ということで。それじゃ、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　先ほど、第6条なんですけれども、審議会の話が出ていました。この審議会なんですけれども、この行政経営計画と校区づくり計画では性質が全く違うんじゃないかと思うんです。それで、同じようなメンバーの審議会でもいいのかなということもちょっと懸念がありますので、その部分はよく検討した上で審議会の構成を考えていただきたいなというふうに思います。これは意見です。

議長　野田課長、一言何かありますか。

答弁を許します。野田企画課長。

企画課長　ご質問にお答えいたします。

一応、審議会につきましては、今のところ規則のほうで定めることにしております。なるべく多様な考え方がそこの中に盛り込まれるよう、各種団体を予定しているところなんですけれども、ご指摘の行政経営計画、行政の計画と地域でつくった計画について、メンバーとして同じでいいのかということについては、今のところ別立てのことは考えておりませんが、確かに校区でつくったものについては、基本的には校区のほうで責任を持って進めてもらう性格になろうと思いますので、この審議会のほうで審議するかどうかについてを含めても、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号大木町自治総合計画条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第6号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を11時20分とさせていただきます。

休憩	11時09分
再開	11時20分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町の最上位計画であり、令和3年度から令和9年度までの7年間の自治体経営の指針となる大木町自治総合計画の基本理念や町の将来像、目指す町の姿等を明記にした基本構想を策定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田企画課長。

企画課長 議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についてご説明いたします。

このたび策定いたします大木町自治総合計画については、これまで策定してきた総合計画が行政計画としての性格であったことに対し、本計画は町民と行政が協働し、共にまちづくりの主体を担っていくことを大きな特徴としており、公共的な性格を有していることから、そのため、これまでの総合計画を引き継ぐものではないという意味で、第6次総合計画とはせず、自治総合計画として新たにスタートさせるものでございます。

まず、第1編の序章からご説明いたします。

この序章では、基本的な認識、現状認識について示しております。

第1章では、計画の目的と果たす役割について、第2章では、計画の体系と役割について、第3章では、本町を取り巻く情勢と未来予測に基づく課題について、それぞれ明らかにしております。

1ページをお願いいたします。

1、自治総合計画の目的においては、これまでの総合計画では、右肩上がりの人口増加とそれに伴う予算や政策・施策の拡大を前提としてきておりましたが、人口減少や少子高齢化などによる縮小社会への社会環境が大きく変化していくことを踏まえて、地域と自治体の自立と自治を目指す自治体経営の最上位計画として本計画を位置づけるとともに、住民と行政との協働を基本に、地域づくりの目的と政策・施策手段、担い手、財源を三位一体として体系化したものであり、自治体経営の指示書としております。

2ページをお願いします。

次に、2、自治総合計画の果たす役割として、1点目は、未来に責任を持つ財政基盤、財政規律を促す。2点目は、行政経営のトータルシステムを促す。3点目は、行政組織の生産性向上を促す。4点目は、住民と多様な主体による地域づくりを促す。5点目は、行政経営と地域経営の相乗効果を促す。以上、5点を上げております。

この内容については、後ほど詳しく説明いたしたいと思います。

3ページをお願いいたします。

第2章の計画の体系と役割についてご説明いたします。

1つ目の計画の体系ですが、基本構想と基本計画の2層構造としており、上層となる基本構想はゴールの設定、下層となる基本計画はゴールに向かうための手法、手段といったイメージになるかと思えます。

(1) 基本構想については、自治体経営の価値観や規範となる考え方を示した基本理念、基本理念を踏まえた町の将来像、活動に当たっての土台・基礎となる経営ビジョン、さらに具体的に目指す方向性や活動状態を示した目指す町の姿により構成しています。また、目指す町の姿の到達度を図る成果指標を設定し、評価検証を行うこととしております。

計画期間は、町長の政策などとの整合を図るため、町長の任期を考慮し、2021年（令和3年度）から2027年（令和9年度）までの7年間としております。

基本構想は、自治体経営に対する政策的な指示書として役割を担います。

次に、基本計画については、行政が責任を持って取り組むべき政策・施策などを定めた行政経営計画と、住民や多様な主体が連携協働して校区の課題を解決していくために、それぞれの校区ごとに目指す地域づくりの方向を示した校区づくり計画により構成します。この校区づくり計画を基本計画の2本柱の一

つに据えるところが、これまでの総合計画と大きく違っているところであり、地域と自治体の自立と自治、住民と行政の協働を強力に推し進めていく肝になると考えております。

計画期間は、前期3年、後期4年としております。

行政経営計画の策定指針として、中長期の課題に対処する政策・施策の在り方を明らかにし、経営資源の選択と集中を図ることとしております。

校区づくり計画の策定指針としては、地域と校区組織との連携の下、校区ごとに協議会を立ち上げてもらい、目指す方向性を示した校区づくり計画を策定して、校区全体で課題解決を図っていくことを目指してまいります。

2つ目の活動事業計画については、これまでの総合計画で策定してきた実施計画は策定せず、行政評価機能を持たせた活動事業計画を策定して計画体系に組み込むこととしております。これにより事務事業の重複を回避するとともに、行政評価に基づくスクラップ・アンド・ビルド機能と併せて行財政の効率的運営を図っていくこととしております。

計画期間は、基本計画に合わせて前期3年、後期4年とし、毎年ローリングを行うこととしております。

活動事業計画の策定指針としては、中期財政計画との整合を図るとともに、予算措置を伴わない活動事業もゼロ予算事業として計画に含めることとしております。

次のページをお願いします。

イメージ図については、基本構想は目指すゴールを、基本計画は現状スタートラインからゴールに向かっていくための手法、手段を、活動事業計画は具体的な方法を、それぞれが担い、関連していることを表現したものとなっております。

3つ目の自治総合計画と個別計画との整合、連動については、総合計画とは別にそれぞれの分野において作成されてきた個別計画についてを、自治総合計画との整合、連動を図るために、それぞれの計画において機能的な役割分担を図ることとしております。

4つ目の自治総合計画と中期財政計画との連動については、自治総合計画に盛り込まれている政策・施策が財源の裏づけなどにより担保されているものとするため、10年程度の視点に立った中期財政計画を策定することとしております。

7ページをお願いいたします。

第3章、本町を取り巻く情勢と未来予測に基づく課題では、現状認識、つまりスタートラインに立つに当たって、立たされている現状をきちんと押さえておくことが重要であることから、大木町の今について、どのような状態なのかについて明らかにしております。

1、縮小時代の到来と社会経済情勢については、これまでも述べたところですが、経済成長と人口増加を前提とした社会経済の制度や仕組みに綻びが生じてきていること、人口減少、少子高齢化による財源が減少していく一方、社会保障費などの増加により、町の財政が急速に悪化していく中で、多様化、複雑化する住民ニーズへの対応に迫られていること、地域コミュニティにおいては担い手不足の問題が徐々に顕在化していること、このような状況においても将来にわたり安心して幸せに暮らせる地域社会を実現していくためには、危機的な状況に陥っていない今こそ、未来に責任を持つ自治体経営の筋道を示す必要があるとしております。

2、現状把握と未来予測からの課題では、(1) アンケート、(2) 町民ワークショップ、(3) 経営環境診断、それぞれから得た情報を基に、(4) 現

状と未来課題として整理しております。

まず、(1) 町民アンケートでは、2020年2月に町民の方2,000人を対象に実施し、760人から回答を得ております。

アンケート結果からは、町民への愛着心が高い傾向が見られたほか、自治意識も比較的高いということなどを読み取ることができました。

次のページをお願いいたします。

(2) 町民ワークショップでは、校区ごとの魅力と課題を整理することができております。

(3) 経営環境診断では、将来人口予測や歳入歳出の推移などのデータに基づいて診断を行った結果、行政の経営資源や地域資源の劣化が進み、地域も行政も存続していくことの困難性が顕在化することになりました。

そして、次のページ、(4) 現状と未来課題では、1) 自治体経営資源の現状と未来課題、2) 自治体経営システムの課題、3) 地域資源の現状と未来課題、以上の3項目に整理しております。

1) 自治体経営資源の現状と未来課題では、①業務量の増加と地方公務員法改正による人件費等の増加、②健康福祉、子育て需要による扶助費の増加、次のページをお願いいたします。③公共施設等の最適配置の検討、老朽化による更新費用の増加、④歳入減少による慢性的な財政逼迫、⑤行政組織単独によるサービスの限界、以上5点を上げております。

次のページをお願いいたします。

次の自治体経営システムの課題では、①行政システムの統合の必要性、②組織マネジメント力、コンプライアンスの意識、③縦割り行政の解消、以上3点を上げております。

最後の地域資源の現状と未来課題では、①校区ごと地域活動の停滞、次のペ

ージをお願いします。②気候変動による影響、③田園景観の保全、維持管理、④耕作放棄地の増加、以上の4点を上げております。

次のページの、3、土地利用の状況においては、堀を中心に農地と一定程度集約された住宅群が点在し、豊かな田園空間を形成してきたこと、堀や農地が織りなす食の景観は、今後もその景観を継承していかなければならないこと、このような認識の下、現行制度は、農業振興地域と準都市計画区域がそれぞれ全町域に指定されているほか、景観法による筑後川流域景観計画、大木町食の景観を守り育てる条例が施行されているものの、連携が十分でないことから、効果的な土地利用政策を推進していく必要があるとしております。

以上で第1編序章のご説明を終わります。

続いて、第2編基本構想についてご説明いたします。

基本構想では、第1編序章の基本認識、現状認識に対し、どのような町にしていくかといったゴールの設定や、現状からゴールに向かっていく上での仕組み、システムなどに関する方針を示したものになります。

第1章では、基本構想の構成について、第2章では、自治体経営、行政経営と地域経営の効果的な推進について、第3章では、住民と行政との協働で実現する成果指標について、それぞれ明らかにしております。

16ページをお願いいたします。

まず、第1章の基本構想の構成については、1、地域づくりの基本理念、2、町の将来像と経営ビジョン、3、目指す町の姿、4、地域扶助力の維持の4項目で構成しております。

1、地域づくりの基本理念においては、これまでも述べてきたところですが、縮小社会において持続可能な地域づくりを実現するためには、全ての住民や多様な主体が協働して取り組むこと、先人が培ってきた文化が織り込まれた食の

景観は未来に継承する貴重な地域資源であること、未来世代がいつまでもみんなが幸せに暮らせて将来に夢が持てるまちにしていくこと、以上のことを住民と行政が協働して実現していくための価値観や規範となる考え方を基本理念として「住み続けたいと思える 持続可能な循環のまち おおき」と定めるとともに、自立と自治への創生力、復元力の源となる環境・協働・自治の3つのキーワードを位置づけております。

次に、町の将来像と経営ビジョンについては、基本理念を踏まえ、6つの町の将来像と2つの経営ビジョンを設定しております。

次のページをお願いいたします。

町の将来像1は「未来につなぐ環境先進のまち」とし、次の世代にツケを残さないまち、世界的なシェアを持つ環境先進のまちを目指すとともに、気候変動に適応したまちづくり、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることとしております。

町の将来像2は「人と経済の好循環で活力のある産業が育つまち」として、地産地消を推進し、交流人口、関係人口、そして定住人口を増やすなどして、活力ある産業振興が図られるまちを目指します。

町の将来像3「子育てしやすく子どもが元気に輝くまち」は、安心して子育てができ、子供たち一人一人が自立できる質の高い教育環境を整えるなどして、笑顔があふれる子育てしたくなるまちを目指します。

町の将来像4「だれもがいつまでも幸せに暮らせる健幸長寿のまち」は、全ての町民が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりと、活動の場を持ち生きがいを持って生活できる地域福祉を進めるとともに、支え合いながら住み慣れた地域で生活できるまちを目指します。

町の将来像5「まちの個性が光る暮らしと文化が育つまち」は、地域行事や

祭り、スポーツ行事などを通して、人のつながりを豊かにするとともに、地域の個性が光り、優しさにあふれるまちを目指します。

町の将来像6「堀と自然が調和した暮らしの基盤が整ったまち」は、先人たちから受け継いだ堀と田んぼと鎮守の森がある食の景観を守りながら、町の発展を見据えつつ、暮らしを支える社会基盤の整備を進め、暮らしと自然が調和したまちを目指します。

次に、6つの町の将来像を追及していく上で土台・基礎となる経営ビジョンについて、地域経営ビジョンと行政経営ビジョンの2つを車の両輪として進めていくこととしております。

地域経営ビジョンについては、住民自治が育ち、地域の力でまちづくりが推進されるまちとし、自ら進む地域は自らつくるという意識が浸透し、様々な地域課題を自らの課題として捉え、自主的、主体的に課題解決に取り組む地域力あふれる協働のまちを目指すこととし、行政経営ビジョンについては、高い経営意識のもと健全な行政経営が行われるまちとし、行政情報が住民と共有されており、職員の経営意識が高く、課題解決、ニーズに対して効果的な行政施策が中長期的な財政運営の見通しに基づいて実施される行政組織を目指すこととしております。

次のページをお願いいたします。

3、目指す町の姿においては、町の将来像、経営ビジョンを具現化するため、象徴的指標として目指す町の姿を設定するとともに、基本構想の進捗管理、達成具合の評価検証のための数値目標も併せて設定いたします。

「未来につなぐ環境先進のまち」では、先進的な環境対策に積極的に取り組むまちであること、気候変動の緩和策、適応策を推進し、次世代への影響を残さないまちであることの2つの指標を設定しております。

「人と経済の好循環で活力ある産業が育つまち」では、地域資源を活用した地域内経済循環ができていることのほか計4指標を設定しております。

「子育てしやすく子どもが元気に輝くまち」では、みんなが支え合い、安心して子育てができることのほか計3指標を、「だれもがいつまでも幸せに暮らせる健幸長寿のまち」では、心身ともに健康で元気に自立した生活ができていることのほか計4指標をそれぞれ設定しております。

次のページをお願いします。

「まちの個性が光る暮らしと文化が育つまち」では、町の資源を生かした地域づくり、人づくりや歴史文化の継承が行われていることのほか計5指標を、「堀と自然が調和した暮らしの基盤が整ったまち」では、自然と堀と土地利用が調和した景観形成ができていることのほか計3指標をそれぞれ設定しております。

地域経営ビジョンである「住民自治が育ち地域の力でまちづくりが推進されるまち」では、住民が自主的、主体的に地域づくりに取り組んでいる町であること、行政経営ビジョンである「高い経営意識のもと健全な行政経営が行われるまち」では、生産性高い行政経営と健全な財政運営が行われていることのほか計3指標をそれぞれ設定しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、4の地域扶助力の維持をご説明いたします。

人口が減少しても安心して暮らせる地域社会を構築するために、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できる環境づくりなどが重要であり、それらを数値化した指標を地域扶助力で表し、この数値を一定の水準で維持することで地域社会の機能を保っていくこととしております。

地域扶助力を、65歳以上の高齢者1人当たりの生産年齢人口指数の割合を

数値化した総合扶助力と要介護認定率を元気な高齢者の割合として引用して数値化した高齢者扶助力の2つの指標で表しております。これまでの総合計画では人口数を目標として設定してきておりましたが、本計画では人口の目標に変わるものとして地域扶助力を目標としております。2040年の長期目標としては、総合扶助力を1.65以上、高齢者扶助力を16.5%以下、それぞれの水準に維持していくことを目指していきます。

次のページをお願いいたします。

続いて、第2章、自治体経営、行政経営と地域経営の効果的な推進についてご説明いたします。

この章では、現状からゴールに向かっていく上での仕組み、システムなどに関する方針について10項目にまとめております。

1、住民と行政との協働による地域経営方針においては、行政と住民との間に新たな関係の構築が重要となってくることから、次の2点を根底に据えて、責任の範囲や活動領域などを十分に考慮し、住民の主体的かつ自主的な活動に対する支援を検討することとしております。

1点目は、補完性の原理です。

個人や家庭で行う自助によって解決することを前提とし、自助で解決できない場合は地域において協力して行う共助によって解決を図り、さらに解決できないことについてを公助として行政が補完支援を行うという考え方です。

もう1点は、協働の効果です。

行政を含めた様々な主体がお互いの立場や特性を認識、尊重し、パートナーシップにより相乗効果を上げながら共通の目的を達成していこうというものです。

次のページをお願いいたします。

2、行政経営の生産性を高めるシステムの統合化においては、様々な計画群や評価管理システムを自治総合計画と統合させ、トータルシステムとして機能させていくために、（１）計画群の総合化、（２）評価管理システムの統合化、（３）自治総合計画の評価体系に基づく行政評価、（４）トータルシステム化に向けた移行プログラムの４項目について方針を上げております。

（１）計画群の総合化では、各分野ごとに策定された個別計画を自治総合計画の下に統合化します。

（２）評価管理システムの統合化では、主要な施策の成果、事務事業評価、人事評価などから成る評価管理システムが、システム全体としてより効果的、効率的に機能させるために統合化を図ります。

（３）自治総合計画の評価体系に基づく行政評価では、１、やり方の改善、２、やることの改善、３、指標の改善について、それぞれ必要に応じて改善を行い、行政評価の結果による事業のスクラップ・アンド・ビルド機能の強化を図ります。

（４）トータルシステム化に向けた移行プログラムでは、職員の意識改革と並行して、トータルシステムを運用しながら随時修正や改善を行い、数年かけて最善のシステムとして構築していきます。３年をめどに今あるシステム群を統合化させ、トータルシステム化の移行プログラムを別途策定し、進行管理を行うこととしております。

次のページをお願いいたします。

3、行政組織の生産性向上においては、これから本格化してくる財政逼迫の中で、行財政改革への対応をこれまでの量的対応から質的対応にシフトする必要があり、そのためには、新たな行政経営スタイルを確立するとともに、職員のマチベーションを高め、質の高いワークスタイル改革を推進することが不可

欠であり、次の4点を方針として進めます。

①明確なビジョンに基づく組織マネジメントでは、ビジョンや経営理念を組織全体で共有し、町長の政策判断と職員の取組をリンクさせる組織マネジメントや組織機構を確立していきます。

②成果志向の行政経営では、事業の継続が目的となってしまったものについてをPDCAサイクルによる行政評価により課題解決型、目標管理型の成果志向の行政経営にシフトさせていきます。

③効果的な行政経営では、施策の効果とコストのバランスを意識する職員の経営意識改革を推進していきます。

④説明責任を果たす行政経営では、法令の遵守と情報公開の充実を図り、説明責任を意識した質の高い行政経営を行っていきます。

続いて、4、持続可能な土地利用の方針においては、総合扶助力を維持するため、農業や企業による移住者などの受皿としての住宅誘導のほか、雇用創出の観点から産業集積を促進していくに当たり、個別規制法である農業振興地域整備計画や準都市計画、筑後川流域景観計画のほか、大木町食の景観を守り創る条例に基づく計画などを緊密に連携させ、田園環境と調和した持続可能な土地利用を推進するための（仮称）大木町土地利用計画の策定に向けて検討を進めます。

5、公共施設等のファシリティーマネジメントに基づく管理運営方針においては、人口規模や人口密度を前提に配置してきた社会基盤や公共施設は、人口縮小社会において、その維持管理負担はますます増大し、全てを維持保全していくことは困難な状況となってきております。人口減少に合わせた社会基盤の再編、ダウンサイジングなども考慮し、最適化を図るため、公共施設等総合管理計画を踏まえながらファシリティーマネジメント計画を策定し、財政的に持

続可能な公共施設等の適正な維持保全に向けた取組を推進します。

次のページをお願いします。

特に本町の重要な資源である堀については、行政だけによる維持管理は不可能であり、地域と行政との役割分担による共同維持管理システムを構築していきます。

6、組織連携を育む行政経営方針においては、住民ニーズの多様化、様々な社会問題の発生を想定し、柔軟に対応できる組織機構をつくとともに、部門間の施策をパッケージ化して取り組む部門間連携を構築していきます。

7、広域連携と新しい公共の取組方針においては、公共サービスの提供主体として自治体間の広域連携や指定管理、民間委託などの手法を活用していく上で、公共サービスの質的向上のほか、効率化と経営負担の妥当性など、多面的に判断を行うための経営規律を構築していきます。

8、予算に対する政策指標としての自治総合計画においては、自治総合計画の中で明らかにした達成すべき目標に結びつく活動事業については、限られた予算の中において、その用途に対して財源を保障する一方で、結びつかない活動事業については、災害や予測不可能な社会経済の変動等への対応など、緊急的なものを除いて予算措置を行わないなど、自治総合計画における政策規律、財政規律との整合を図りながら、政策の仕様書的な役割を果たすこととしております。

また、自治総合計画に関連づいていない新たな事業に予算措置が必要な場合は、自治総合計画の基本計画を見直すことを原則としております。

9、計画的、総合的な条例政策の確立方針においては、自立と自治を実現するための自治体改革は、条例という自治体の最高規範を用いて実現することが重要であり、自治総合計画の策定に合わせて自治総合計画条例を整備するなど

して、自治総合計画の下、地域の課題を解決し、地域づくりを推進していくという方向性を明確に打ち出していきます。

10、新型コロナウイルス感染症に対応した地域づくりの方針においては、リモートワークの進展によるワークスタイルの変化などにより、地方に暮らしながら都心と変わらない便利さを追求できるようになったことで、田園環境が町の強みとして生かしながらニューノーマルに対応した地域づくりを推進していきます。

次のページをお願いします。

最後に、第3章、住民と行政との協働で実現する成果指標についてご説明いたします。

ここでは、19ページ、20ページでご説明いたしました象徴的指標としての目指す町の姿について、基本構想の進捗管理、達成具合の評価検証を行うっていくために、全25の目指す町の姿に対して、はかり方をそれぞれに設定するとともに目標値を掲げております。先日実施した町民アンケート結果を現状値とし、原則、毎年アンケート調査を行い、評価検証を行っていくこととしております。

具体的には、1、先進的な環境対策に積極的に取り組むまちであることについてのはかり方を「ごみの排出を抑制し、リサイクル分別を適切に行っている」と答える町民の割合とし、現状値が91.5%で、基本計画前期終了年度である令和5年度末の目標値を91.9%、自治総合計画の最終年度である令和9年度末の目標値を92.6%にそれぞれ設定しております。

その他の項目については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 野田課長、長い説明ありがとうございました。

町長にちょっとお尋ねします。

今回の基本構想において、自治会というものが明文化されておるわけなんです、自治会のありようであったり、自治会の必要性であったりという部分の審議が、本計画の審議以降に新たにあるものなのか、その審議はもうないよ、本計画の審議で終わるんだよということなのかをちょっとまずお尋ねをしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 自治会の件に関しましては、一言で言って説明不足ということで、議員各位におかれましても、非常に自治会に関しては戸惑いを感じられているところだというふうに思っています。

自治会については、本当に私たちはしっかり説明をしていかなければいけないと思っておりますので、本当は今日までにもう少ししっかりと議論して、ある程度自治会についての共同認識を議会議員さん各位、もしくは町民の皆さんと一定共有できるような、そういうところまで持っていけたらよかったですけれども、コロナウイルスの関係もありますし、区長会との協議の中で、やっぱり新しい年度、そういう議論を始めたほうが良いというようなご助言等もいただきましたので、基本的には来年度1年かけて、町民の皆さんにも、自治会の在り方というよりも地域活動の在り方について、しっかり議論をさせていた

だいて、理解をしていただくということを始めないといけないというふうに思っております。

自治会の今後の協議の在り方についての考え方は、以上であります。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 町長のお考え、来年度から、地域活動のありようという部分について、十分に町民の皆さんとも意見交換し、理解を得ていきたいということで、今までは何か説明のたびに自治会ありきみたいな説明であったような気がしたもので、本当に自治会が現在、区長さんを中心として行政区の中には役員さんがおられて、体育事業であったり、あるいは地域の伝承事業であったり、いろいろ役員会という形の中で地域活動を展開されておる中で、あえて現在の組織を否定して、2年ぐらいで自治会に転換させるというのが本当に必要なのか。

要は、自治総合計画にもあるとおり、校区コミュニティーが、より機能を充実し、活性化し、行政との間で協働するまちづくりができるようになっていくというのが、到達すべき目標点だろうということで、その下部であるところの地域の活動体が必ずしも自治会というものじゃなくて、区なら区でもいいじゃないかと。だから、そういうことについて、もうちょっと柔軟な考え方というものもあっていいんじゃないかなということをちょっと感じておるところです。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 北島議員のご質問にお答えします。

ご指摘ありがとうございます。

自治会ありきと議員ご指摘されましたけれども、まさにそういうような印象を与えてしまっていることは、本当に私たちの説明不足に尽きるというふうに考えております。

ただ、今までの地域の在り方を否定して自治会をつくるというのは、私たちの意識と全く違います。基本的に今までの活動を引き継いだ上で、自治会という自治組織を立ち上げていただきたいというところをまずお願いしていくというふうに考えているところです。

自治会を考えていく上で、ちょっと整理をしてみると、1つは組織の在り方についてどうなのかということを考える必要があるのかなと思っています。今、行政区というのは、ご存じのように町の行政区設置規程の中で、いわゆる町が行政運営上必要な区割りというか、それを定めているのが行政区。だから、町が一方的に区割りをしているのが行政区なんだというのが、この条例の中にも定められている状況でありまして、区長さんというのは、その行政区において、その中の地域のいろいろ行政運営上の必要なお世話をさせていただく。そのために、以前は特別公務員として町が区長さんとして委任をして行政運営上必要な事務をお願いをしていたというような関係、それが続いているということになってくると思います。

ただ、ご存じのように、地方公務員法が改正されまして、区長さんが特別公務員ではなくなった。議会にもご説明したと思いますけれども、その時点で、町は、いわゆるボランティアの私人として区長さんと業務委託もしくは契約をしているという型になってきて、これは町としても少し早急に改善せんといかん面じゃないかなというふうに考えています。

実際、地方公務員法が改正された時点で、行政区長の在り方を見直している

ところもあります。自治会みたいな組織に見直して、組織と町の間係を新たに
つくっているところもたくさんあります。ただ、この地域では、まだそういう
取組はやっていない。やっぱり区長制度を変えるということになってくると、
議員おっしゃるように、なかなか理解が得られるのが難しいんじゃないかとい
う懸念があつて、なかなか踏み出せていないというところが実際あるのだと思
います。

ただ、行政区というのは、申し上げましたとおり、町が一方的に決めた区割
り、そこに町が特別公務員を以前は委嘱をして、例えば昔は税の徴収であつた
りとか、税を各区ごとに集めてもらつたりとか、文書の配布であつたりとか、
あと一応、町の伝達事項とかをお願いしたりとか、そういうような町の業務を
お願いしていた。そういう仕組みなんですよね、もともと。ただ、今の行政区
というのは、もともと集落単位で町が指定していますから、もともと集落で地
縁組織として活動をされてきた。それを含めて行政区として今あるので、行政
区が、いわゆる町が区割りしたところではあるけれども、昔からの地縁組織と
しての活動も継続されている。今もほとんど継続されていると思います。です
から、行政区においても、そういう町が事務委任している部分と、その地域地
域でやられている地縁組織としての活動を両方やられているという状況だとい
うふうに思っています。

この地縁組織としての活動というのは、実は言い換えれば自治会活動だと思
うんですよ。地域が、自分たちの地域をよくするために、例えば祭りをやつた
りとか、いろんなイベントをやつたりとか、見回り活動をやつたりとか、いろ
いろやられているわけですが、これは本当は自治会活動なんです、公民館活動
も含めて。それが少し曖昧で、しかも組織として、例えば、じゃ、どこどこ行
政区に行政区運営規則があるのか。町から補助金とかもお支払いしていますけ

れども、経理規則があるのか。役員さんを選ぶときの役員さんの選任規程があるのか。あるところもちろんありますけれども、ないところもある。そういう意味では、組織としてはまだ不十分なところも見受けられる。

だから、いわゆる地縁組織として、地域活動を担う組織として、少なくとも町が補助金を出したりとか、場合によっては宝くじの助成を申請をして公民館を建て替えるとかもあるわけですがけれども、そういうふうになると、当然、地縁組織として、組織としての形をしっかりとつくる必要がある。これが自治会ということだと考えております。

そのほかにも、結局、今、行政区というのは、そういう組織ではないから、町が地域の防災の仕事をお願いしますというときに、わざわざ地域防災会というのを立ち上げてくれという形になるんです。受ける組織がないからです。見守り、ささえ隊もそうですし、環境の事業とか、そういうのも結局そういう組織を町が必要に応じて立ち上げてくれというもんやから、役員は同じばってん、いっぱい組織が立ち上がるような状況になってしまっている。でも、一つ一つ組織としてしっかりすれば、例えば、それはもう自治会と言わなくていいと思うんです。町内会でもいいし、例えば八丁牟田民やったらザ・八丁牟田民でもいいと思うんです。その組織として、自分たちと地域をよくするための組織としてしっかりできれば、町はそこと業務委託の契約もできるし、いろんな活動補助金もしっかりやれる。その分は地域として役員さんをしっかり選んでいただいて活動してくださいと。そういうような関係づけができるということになりますので、私たちは、そういう意味では、いわゆるそれぞれの地域の地縁組織としての組織化、これが一般的に自治会と言われるので、自治会という呼び方をしていますけれども、必ずしも、じゃ、どこどこ地区自治会と言わんかという、そうじゃない。そういう組織の体を持っていておられれば、全然そ

れで構わないというふうには思っています。ただ、そういう組織化というのは避けて通れませんよというのが組織の在り方論だと一つ思っています。

もう一つ、活動の在り方論としては、今は、特に公民館活動を中心に、それぞれの地域で活動をされております。それは当然引き継ぐべきだと思っております。それはもう絶対引き継ぐべきだと思っております。

ただ、今、時代が変わっているんですよね、ご存じのように。もう人口減少、少子高齢化、とにかく大木町にとって何が一番大事かという、地域がしっかり残ることが一番大事なことであって、町が幾ら発展しても地域がどんどん消えていったら何の意味もないわけですから、そういう意味では、地域でしっかりこれから活動していくような活動の在り方を今もう少し考える必要があるんじゃないか。これは一つ活動の在り方として、自治総合計画の中でも提案していることだと思うんですよ。これが自治と自立というか、やっぱり自分たちの地域は自分たちでよくしようよと。そうすることで、住んでいる人たちがその地域に住んでいてよかったと思えるような、そういう地域づくりをしていかないと、やっぱりこれから求められるお互いの協力関係、相互扶助力あたりが育っていかないという。場合によってはですね。もちろん一生懸命やられているところで、そういうところをどんどんつくっているやり方もありますけれども、ただ、その活動の在り方については、やっぱりこれから一から、自分の地域の活動としてどうあるべきかというのは、もう一回議論する必要があるんじゃないか。ここら辺がちょっとごちゃ混ぜになって、非常に自治会というのがややこしいお話になっている。

これは、さっき冒頭申し上げましたように、私たちの活動、説明不足でありまして、この点については、しっかりご説明申し上げたいと思うんですけれども、その自治体の活動の在り方として、特に重要だと思っているのは、やっぱ

り自治会活動の横軸としては、地域防災力が一つ絶対必要だと思っています。これは本当にいつ何が起こるか分からんから、役場がとか、消防署とかそがんとこがどれだけできるかって分からんけん、まずは第一歩としては地域で、あそこはお年寄り独り暮らしがおらずばってんどげんなつとつとやろうかという気遣いとか、そういうものがないと、本当に人命は守れない。

だから、地域防災力については、自治会活動の横軸として一つしっかり整えていく必要があるというふうに考えております。それはしっかりお願いしていくことになると思いますし、あと、もう一つは、男女共同参画の視点です。やっぱり女性が自治、地域づくりにもう少し積極的に参画をするということを通理念、横軸に持っていく必要がある。少なくとも、もっといろいろたくさん重要なことはあると思いますけれども、この2つの横軸は、しっかり串刺しをして、自治会づくりをやっていかなければいけないというふうに思っています。

議員おっしゃるように、本当に私たちの説明不足で、何か自治会ありきで、今までの行政区を壊して新しい自治会をつくるというのは、何か非常に今までの地域づくりを否定するんじゃないかという、そういうイメージをお持ちであるかもしれませんが、基本的には、少なくともそういうことではない。今までの活動自体がしっかりとした組織として、体をなしていただければ、それが自治会であるし、町はそこに例えば活動資金であったりとか、いろんな業務委託であったりとか、そういうことをお願いして、自治会として町といろんな協働のお付き合いをしていくような関係づくりをしたいということをお願いしていきたいというふうに思っているところですので、まだまだ議論すべきことはたくさんあるかと思っておりますけれども、ぜひご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長　質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を13時……。

北島好昭議員　町長の答弁に対し、もう一回。

議長　一言だけですか。

北島好昭議員　一言。

議長　それでは、すみません、再開いたします。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　町長の苦しい答弁と思って聞きました。

町長が言うには、業務委託、あるいは交付金の交付、こういった要綱の中に、やっぱり組織であるところの組織の規約であったり、そういったものが整備されていなければ、なかなか相手とすることはできないというお話のようでしたが、じゃ、今、町が進めている自治会というのは、今までお話を聞いていると、設置規程を条例に置くわけでも何でもない任意の組織であると。任意の組織なら指針と何ら変わらんし、町が業務委託であったり、交付金の交付であったり、そういったものをできる相手ではないだろうと。やっぱりそれは町長に権限があるところの地縁団体、地縁団体という認可をいただければ法人格も有するわけですから、そういった形できちんと地域の活動団体ができれば、自治会とか、行政区であるとか、いろいろ他の名称もあるかもしれないが、そういった名称にこだわるものではないということで、町長の答弁がなされたというふうに理解していいのでしょうか。

議長 回答は昼からにするか。

ちょっと冷静に考えてもらって、午後から回答を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩いたします。再開を13時とさせていただきます。

休憩 12時09分

再開 13時00分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、北島好昭議員の質疑があつておりましたので、町長の答弁を許します。

境町長。

境町長 北島議員のご質問にお答えいたします。

地縁団体として、本当に地域活動の主体を担えるような条件を整えていただくということが大事だと思っておりますので、そういう条件を整えていただくような地縁団体をつくっていただくというところで、各集落というか、行政区にお願いしていくということで考えていきたいというふうに思っています。

ちなみに、いいご質問をいただきまして、認可地縁団体という形、いわゆる地縁団体が認可に適する条件をもって町長に申請をすると、認可地縁団体ということで法人格がもらえると。そうなってくると、例えば公民館であるとか、地域が所有する土地であるとか、そういうものを地縁団体名で登記することが

できるようになりますので、そういうことも含めて、ぜひご案内をしていきたいというふうに思っています。

ちなみに、全国の間ゆる地縁団体数は、約30万団体ほどあるということで、総務省の調査で分かっております。その中で、認可地縁団体は平成25年の段階で4万4,000団体ほどあるということでございました。そういう形で、ぜひ認可地縁団体も含めてお願いしてまいりたいというふうに思います。

それと、名称に関しては、先ほども申し上げましたように例えば侍島自治会であったり侍島町内会であったり、チーム侍島であっても、名称はそれぞれの地域で決めていただければ、先ほど申し上げましたように地縁団体として地域活動の主体を担っていただけるような、そういうような条件がそろえばいいのかなと思っております。

以上でございます。

議長 6番、北島好昭議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 私の意見でもよろしいんですかね。

自治会のお話をさせていただきます。

実は今、区長さんとおっしゃるのは、ほとんど男性です。ここの議場にいる女性も3人しかいません。そうすると、やっぱり区長さんで……。いや、話が違いな。

実は、先週、うちの地域で、区長さんを今からどうするかという話合いがあったそうです。それも夫から聞いただけで、実は生きている間に区長が回ってくるかどうか分からないという話をしていると。へえ、自分たちだけで決めて

いるんだと。何代も先まで決まっているということだったんです。

先ほど町長がおっしゃったように、呼び名はどうでもいいんですけども、これから新しくそういう活動の場ができるのであれば、昨年、女性団体の話合いをしたときに、こういう自治会が新しく出るんだったら役員として活動していいとおっしゃる方がいらっしゃるんです。そうなりと入りやすいと、今の区長制度よりも新しいものだから。特に町が女性を応援してくださるんだったら、よりやりやすいと。先ほどおっしゃったように、やっぱり地域防災が今から重要になるといったら、女性の細やかな目線だったり、気遣いだったり、気配りだったりができるので、やっぱりそういう視線でぜひ女性をどんどん活用していただきたいなというふうに思っております。

なかなか女性が発言する場が与えてもらえないので、何か今までのように三歩下がって従うのが、何かまだまだいいような風潮が残っていると、私は思っていますので、これから先、また新しい行政も変わるのであれば、地域も変わって一緒にやっていったほうがいいなというふうな私の意見です。

ただ、本当にちゃんと地域に説明、協議、いろんなことを細やかな面で一つ一つ問題を解決しながらいきたいなと。それはやっぱり誤解をたくさん招くことが多いので、うわさ話で、こういうふうになるという話をやっぱり時々うちの地域でも話しているのを聞いているので、それはとても残念なことだと思っているので、せっかく今から地域に入っているいろんな説明をしていただくのであれば、きちんと説明をしていただきたいなと。女性は活躍する場があると思っ
て楽しみにしている方がいらっしゃいますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

議長 意見ということでございますが、何かございますか。

よろしいですね。答弁じゃなくて、もう意見ということでありましたけれども、何か。

では、答弁を許します。境町長。

境町長　古賀議員のご質問にお答えいたします。

力強いというか、ご意見いただきまして、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、これから地域自治組織をつくって活動していく上で、横軸としては、やっぱり女性という視点が欠かせないんだろうというふうに思っております。特に、先ほどお話しされたように地域防災を考える上で、やっぱり女性の目がないと本当に何もできない。例えば、大災害があつて、炊き出しするにしても、いろいろお世話するにしても、やっぱり女性がされるので、その目で防災の対応を考えないと、本当にうまくいかないということが、もう全国で検証されていますし、そういう意味でも、本当に女性の参画というのが重要だということで考えておりますので、議員各位もぜひご協力いただければと思っています。

おっしゃられましたように、まだまだ説明不足という状況でありますので、しっかり説明はさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長　次に、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　今と関連の話なので、これも意見ということで聞いていただきたいんですけども、実は今の地域の組織づくりなんですけれども、つい先日、もう次の区長さんが決まっているようなところもあつて、お話を聞いたん

ですけれども、もうノイローゼになると。というのは、今の区長さんがやっていらっしゃる仕事も結構忙しくて、それにプラスその準備、組織をつくる仕事もすると。今、説明されているのは、もう区長さんのみ、要するに、この前、区長会で配られたペーパーをちょっと見せてもらったんですけれども、あれ、そんなものが回っているのといって初めて聞いたような話だったんですけれども。それで、区長さんに私は言ったんですけれども、心配せんでもいいよ、ノイローゼになると、だから心配せんでもいいと。

自分が要するに応援隊というんですか、いわゆる準備委員会というか、そういうのも一回つくって、そして区長さんに支援してというか、区長さんと一緒に入っていくんですけれども、その中には若い方とか女性とか多様な人材を入れて、基本的には将来を見据えた人選をして応援していくというような形でできたらいいなというふうに思っているんですが、そのときに、実は、本来ボランティアでやるべきなんですけれども、やはり若干の支援あたりがあれば、いろいろお世話かけるにしても話がしやすいかなというふうな気もしないでもないんです。

どっちにしても、区長さんを一人だけ孤立させるわけにいかないので、責任とかいろんなものが出てきますので、やはりこの2年間にかけて、そういう準備委員会みたいなものをつくれよというふうに行政のほうから言っていると、今、はっきり言って区長会のほうは、あまりいい顔していないと思うんです、この話に対して。そうすると、私はそれにけんかを売るといような形になってしまうものですから、やっぱりお墨つきがあって、そういう方向で進めいくと、地区内でもいろいろ動きやすいというか、話が通りやすいものですから、そういう方向で要するに進めていただけると非常にいいのかなと。

これはもう意見ですけれども、そういうふうな意見もあるということで、現

時点では区長会にけんかを売るような形になるものですから、やっぱりなかなか個人的には動きづらいというようなこともございますので、その点ひとつよろしく申し上げます。

議長 移行期間における行政の支援は何か考えられているかということで、私自身ちょっと理解したんですが、そういうことでよろしいですか。

古賀知文議員 そういうことでいいです。

議長 じゃ、町長、その辺、何か考え方があれば、答弁を許します。境町長。

境町長 貴重なご意見、どうもありがとうございます。

古賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどから申し上げていますように本当に説明不足で、ちょっとうわさで広まったりとか、そういう形で非常にご心配をおかけしているところがあるのかなということで、大変申し訳なく思っております。

それで、古賀議員が言われるように、本当に進め方については、まず新しい区長さんにご説明を申し上げて、その分についてはしっかり役場としてサポートをしていきたいと思っておりますし、できるだけ早く進め方の具体的なところについてはお示しをして、本当に一緒に地域づくりについての前向きな協議ができるような支援を進めていくようにしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

じゃ、次に、1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 議案書26ページ、5段目のところにある土地利用計画法に基づいた大木町土地利用計画の策定に向けた検討を進めますというふうに書いてあるところで、ちょっと質問したいんですが、それこそ、開発なり誘致というか、誘導をするということなんで、かなり難しいというか、課題はいっぱい多いと思うんですけれども、やっぱり役場の方だけだと、実際の不動産の周辺地域との価格の差もあるでしょうから、やっぱり広いというか、私的には、町の中にいらっしゃる不動産関係の業者さんとか、そういった方が一番周辺地域と比べての情報も持っていると思うので、その辺をぜひ建築業者さんも含めて検討していただければと思うんですけれども、その点についてどのような感じで検討をされていくのか、ざっとでいいので聞かせていただければと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。ご質問ありがとうございます。

土地利用計画については、本当に本町における長年の課題というか、なかなかほがせない課題でございまして、というのも、農業振興地域計画が町全体にかぶっているんで、計画の変更がなかなかできないというような状況で、例えば商業施設であるとか企業であるとか、そういうことの誘致というのは、ほとんどできないような状況である。それではこれからの町の発展は望めないだろうと。さらに、遊休農地とかも増えてきますから、本当に土地をもう少ししっ

かり有効に利用していく必要があるだろうということで、今回の計画を掲載させていただいているところであります。

ただ、非常にハードルが高くて、まずは農業振興地域計画と都市計画の取り合いというか、その分で新たに国土利用計画に基づいた土地利用計画をつくることで、いわゆる農振計画との取り合いを考え直せるというところで、この計画をぜひつくらないといけないというところで方針を上げているところであります。

馬場議員言われるように、開発等をどのような形でやっていったほうがいいのかというのは、行政だけでは十分な検討ができませんので、できるだけ専門家の方たちとか、そういう方たちにも実際計画をつくるときには入っていただいて一緒に、どういうまちづくりをしていくのかとところにもしっかり検討をさせていただくということは、本当に必要なことだと思いますので、議員各位におかれましても、ぜひいろいろご支援いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 馬場議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 何点かあるんですけども、あんまりあれですから、ちょっと絞って質問させていただきたいと思います。

これは個人的な考え方なんですけれども、先ほどから企画課長が説明されましたこの総合計画の話なんですけど、個人的な理解の仕方なんですけれども、今までは100メートル走でいうと追い風のところでそこそこタイムを出していたと。だけど、人口減少になっていろんなことがあって、今度は向かい風にな

って、なかなか走ることができませんよ。その前提に立って、じゃ、一人でタイムを出すんじゃないくて、みんなで隣で肩を抱き合っって一緒に走りましようよというよな計画なのかなというところですよ。

先ほど馬場議員も言われました土地利用計画なんですよけれども、じゃ、コースを変えたらどうなのよ。向かい風のほうに走っていくんじゃないくて、ほかの方向に向かったらどうなのよ。あとは、砂ぼこりがして目に入って走れないよであれば、水をまくとかいうのが先に必要な話じゃないのかなという気がしてならないんですよ。ですから、先ほど馬場議員が言いました土地利用計画に向けた検討を進めますというんじゃないくて、これはすぐに実行しなければいけない話なんじゃないのかなという気がしてならないんですよ。検討するんじゃないくて、もう実行しますというふうに変えていただけたらなというところがあります。

それと、もう一点だけ、度々出てくるんですよけれども、質の高い教育環境、質の高い田園風景と、なかなか質の高いというのが頻繁に出てくるんですよ。今、大木町って質が低いんですか。何をもって質が高いと言われているのかよく分かりませんけれども、どうやったら質が高くなるのか、その質って何やろうかと思っているところでした。そこがもうちょっとはっきりさせていただけると、この内容がもう少し分かるよな気がしてならないんですよけれども、町長、よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答ひいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。

自治総合計画が、何かこう縮小社会の中で、非常に夢が見えないというか、そういうようなご指摘をしていただくことも確かにあります。もう少し、まちづくりの夢というか、そういうものをしっかりと具体的に持ったらどうかという、恐らくそういうふうなことも踏まえたところのご指摘だろうというふうに思っています。

確かに、まちづくりの夢を追うために何をすべきか、そういうところについても本当はしっかり考えていかないといけないと思っていますし、そのためのいろいろ仕掛けも考えています。例えば、未来都市予算を特別枠で設けるとか、重点事業に関してはしっかり予算を確保するとか、行政規律の中にも謳い込んでおりますし、そういうことについてもしっかり計画の中で実践していかなければいけないというふうに思っています。

ただ、実際は、今までのように右肩上がりで人口が増えたりという時代じゃないので、それはそれでしっかりと地に足をつけて分析をして、そこからどう上向きにスタートするのかという、そういう視点はもう欠かせないというふうに思っています。ただ、それをどう上向きに、どこまで上向きに持っていくのか。そのときに、議員ご指摘のように土地利用という問題に関しては、一つの大きなネックになってくるというふうに思っています。

ただ今回の農業振興地域整備計画の見直しで、1つは、駅周辺に関しては300メートルの範囲で農振から外すことで協議をさせていただいています。まず、これは第一歩だったかなと。ただ、これだけじゃ、やっぱり足りませんので、特に国道沿いであるとか、そういうところについて、やっぱり一定必要な開発等も盛り込んでいくということも考えていかなければならない。

ただ、この土地をどうするかというのは、本当に国の法律にどう穴をほがすかという話になってきますから、非常に大変な作業なので、議員ご指摘のよう

に、ここで変えておだけやとずっと先送りになってしまう心配が多分あらし
ゃつとやろう思うとですけれども、そういうことでは、今回グループ・チーム
制でプロジェクトチームという形、予算はつけないけれども、それについて関
係が集まって具体的な方策を議論していくという、そういうようなシステムを
つくっています。

非常に課題が多くて、なかなかどこまでやれるか分かりませんが、ただ、
やっぱりスタートは、おっしゃるように切っておく必要があるのかなと。
そういうチームをつかって、じゃ、どういうプロセスでその計画がつかれるの
かとか、そういう準備にはかからないと、いつまでたっても絵に描いた餅にな
ってしまうということになると思いますので、まずはスタートラインに着くと
いうところで、そういうチームについては、ちょっと考えさせていただきたい
というふうに思います。

それと、質の高いという言葉が随所に使わせていただいているということで、
それなら大木町は質が低いのかというご指摘ではありますけれども、とにかく
向上心を持ってという意味で使わせていただいているというふうにご理解いた
だくしかないのかなと。決して、大木町が質が低いとかということではなくて、
やっぱり1歩も2歩も前に進むという意味で使わせていただいているというふ
うにご理解いただければと思います。とにかく、現状に甘んじることなく、次
のステップ、1つ上の段階に行くためにどうするかということを常に考えない
といけないという、そういうことで使わせていただいているというふうにご理
解いただければと思います。

以上でございます。

議長　　じゃ、次、どうぞ。小畠裕司議員。

小島裕司議員　よく分かりました。

ぜひ土地利用計画、これはたしか農振法よりも都市計画のほうが多分優先するだろうと思うんですね。ですから、都市計画を大木町のほうでちゃんと決めていただければ、農振はそれに付随するしか方法がないような法体系になっていたのじゃないかと思っている。そこは行政の皆さんのほうがお詳しいでしょうから、よくお調べになられて、優先順位をつけられたらいいのかなと思っています。

質の高いというのは、よく分かりました。向上心を持ってもっと頑張ろうという話なんでしょうけれども、なかなか、質の高い田園風景というのは分からなくはないんですけれども、質の高い教育環境となってくると、やっぱりいろんな差が出てくるのかなと思いますので、そこは少し言葉遣いに注意されとったほうがいいのかなという気がしてなりません。

ほかにもいろんなところが、ちょっと見受けられるところがあるんですけども、また後ほど。

議長　じゃ、先に3番、原田勝議員。

原田勝議員　今、行政区を自治会という組織に変えようと、この2年間、予備期間という感じで思っているんですけども、地域によっては世帯数が格段に違うと思うんです。その地域地域で、行政のほうから、例えば自治会長とか体育部長とか防災担当とか環境とか福祉とか、あと会計とか監査とか、その下に隣組長さん、班長さんという感じで、こういう最低限の役員さんは、これだけは要りますよというのを地域に分かるように、広報とか回覧あたりでもして

もらうと、ああ、何か組織が変わるのかなと、住民の皆さんが分かりやすくなると思うので、よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 原田議員のご質問にお答えしたいと思います。

新年度から校区単位に担当の職員を配置しますので、しっかりとサポートをさせていただきたいというふうに思います。それぞれ、おっしゃるとおり、その地域地域で世帯数も違いますし、運営の仕方も違うと思いますので、役員をどういうふうな形で整えたほうがいいのか、そのあたりについては、随時個別にご相談に応じながら一緒に検討させていただければというふうに思います。

先ほど町長が申しましたとおり、できれば地縁団体として認可が取れるぐらいのレベルまで組織をがっちりをつくっていただいて、地域活動を盛り上げていただければというふうに考えておりますので、ぜひ一緒に取組をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 3ページ、計画期間というところなんですけれども、これについては一般質問でも再度あれしようと思っているんですけれども、計画期間は、町長の政策などの整合を図るため、町長の任期を考慮し、というふうにあります。まず、町長の任期というのは2023年までやないかなと思うんです

けれども、あとの残りはどうなったんですか。

それと、もう一つ、本来ならば、この総合計画というのは、たまたま先ほどから何回も話が出ていますけれども、住民の住民による住民のためのという、特に校区づくり計画案ですね、そういう要素を持っていうと思うんです。だから、そういうところからすると、この町長の任期というのはどうも違和感があるなというふうに思うんですけれども、この点についてちょっと説明願います。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えしたいと思います。

ここについては、行政経営計画であるものの、やはり町民から選ばれた町長の政策、いわゆる近年ではマニフェストという言葉もよく使われていますけれども、そことの整合を図っていく必要があるだろうということで、そういう意味で、町長の任期とうまくリンクするような形で、この計画期間を設定させていただいております。

したがって、いつも任期が1月ぐらいたと思いますので、その年の次の翌年度から町長の公約と申しましょうか、そういったものが反映できるような形で、計画期間を設定したということで考えております。

以上です。

議長 町長の任期は2月からじゃなかったか。選挙が1月で2月が。

補足説明を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

町長の任期と合わせてということになると、私が7年間町長をするような、何かそんな捉え方をされると困るなどと思って、私も聞いていたんですけども。基本的に町長の任期は4年で、それぞれ4年ごとに町長マニフェストを出されますので、4年ごとに町長のマニフェストを成功させた形で総合計画も運用していったほうがいいのではないかと。ですから、原則は8年ということになるんだろうと思います。

ただ、今回の自治総合計画に関しては、スタートが遅れまして、私の任期のもう3年目からスタートするわけですし、3年目、4年目と、次の年はそのまま次の町長になっても流して、その年で次の町長のマニフェストを反映するように、この総合計画を見直していただくというようなことで、この計画期間を設定しているというふうに聞いております。

ただ、今までの総合計画は10年でやっていたけれども、それを、じゃ、12年とするのか、8年とするのかということで検討いたしまして、時代の変化も早いし、基本的には8年スパンで変えていく中長期的なところの計画という形でやっていったほうがいいだろうというところで、期間設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 例えば、要はコロナで国も大木町も言われるように財政は逼迫していますよと。それから、地球温暖化ももう本当にそこまで来ていますよということで、今まで10年やったけど7年にしましたというんなら、非常に通りがいいかなと思うんですけども、どうもその町長の任期をどうのこう

のというのは、住民に理解を得られるかどうか。いや、本来ならば、ワークショップとかそういうことで住民がつくってきたと思うんです、校区づくり計画というやつは。今、現時点で、要するにそういうのができていないから、こういう話になっても、まあまあ、いいかなという感じではするんですけども、本来、住民がつくってきたとしたならば、こういうくだりはないのかなというふうに私は思うものですから。

議長 答弁しますか。

暫時休憩いたします。

休憩 13時 分

再開 13時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 ご質問に答える形になるかどうかはちょっと分からないんですが、今回の総合計画の大きな今までとの違いとして、先ほども説明がありましたが、活動事業という事業項目を設定して、そこに既にもう予算をつけて、この予算が財政計画の基になっているわけです。

ですから、先ほども少し出ましたが、今回、計画を、いろんな目標とか目指す姿、施策・政策を実現するために、活動事業を設定していますので、当然そ

の計画期間内に、突発的なものを除いては、基本的にもうやることを決めているというお話になるわけです。そうすると、先ほどの町長の政策、あるいは新町長の施策、マニフェスト等にリンクしておかないといけないので、表現的には町長の任期に応じてというふうに、それが主体的な話になっているかのように書いてありますが、実際的には財政計画というのをきっちり、今までのある程度想定ばかりの計画ではなくて、実際に使う金額に基づいた財政計画を今回立てていますので、そちらのほうのウエートのほうがどちらかというところと重いかなど。町長の任期に合わせておかないと、政策的な大きい転換等があった場合に困りますので、今回の今の町長の任期及び未来の町長の任期のところまでということで、絵としては、計画としては上げて、ですから新町長になった後期計画については、また政策に基づいた財政的な裏づけを取り直して、活動事業の見直し等も出てくるのかなというふうには思っております。

それで、書きようとしては、町長の任期に合わせてというふうに、そちらが主語的になっていますけれども、どちらかといえば、今回、柱としている、要は、先に活動する事業を決めて、そこにどのぐらいの予算がかかるかということを確認にして、そして将来の財政の姿というのを描こうという趣旨がございましたので、年数がそういう形に結果的にってしまったというふうにご理解いただければよろしいのかなと思います。

以上です。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 行政の方、もう皆さん一致して、そういう考えでつくられておるという理解であれしたいと思うんですけども、ただ、非常に説明が、な

かなか難しいなという感じがするところではあります。

それでは、ちょっと違う質問。ページ28、8の予算に対する政策仕様書としての自治総合計画というところですけども、その一番最後です。もう9の上。自治総合計画に関連づかない個別計画を新規に策定し、新たな事業に予算措置が必要な場合は、自治総合計画の基本計画を見直すことを原則とし、というふうに書いてあります。これは、ですから実際予算の少額なもの、事柄的には細かい活動とか事業、いわゆる個別計画も全て急遽練り直すというかになるんですか。例えば、枠はある程度決めていますよと。そんなん一々やっておられんですわなど。また、議会のあれも要るし、それから変更した場合は公表もせないかんとか何とかいう話になると、これは大変だなと思って、何かそこいらの話をちょっと聞かせていただきたいなというふうに思います。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

基本的には、ご説明したとおり、ある程度もう活動事業計画を立てて、財政規律を3年間、前期として立てておりますので、それ以外については、大変やっぱり財政的に厳しいということで、説明したとおり、予算措置については慎重にしていくと。ただし、今、世の中の流れも大変早い状況でございますので、そういったものに対応する上では、やはり必要なものも出てくるだろうと。そういったときに対して、先ほど原則として基づかないものは予算措置しないという建前にしていますから、一応この基本計画も見直すということで、活動事業計画を毎年ローリングしていく中で、基本計画は毎年見直すような、そんなイメージで今のところは考えております。

ただし、実際に運用していかないと私たちもちょっとイメージが今のところつかめていませんので、今後、状況は少しずつ変わってくるかもしれませんが、原則は毎年見直すというようなスタンスで、今のところ考えております。

以上です。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 今のところは、つくっていないというか、要するに今からですよという話なので、それはいいんですけども、校区づくり計画、私はなかなか、要するに、どっちかといったら主体としては、それこそ自治会というか、そういうところ主導でつくっていくのかなと思いますし、そこいらは、そういうふうな完璧なものというか、できるのかなと逆に心配なところはあるんですけども、その点。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

古賀議員ご指摘の校区づくり計画については、やはり一方の行政経営計画と違って、初めて取り組んでもらうものということで、計画としてどれぐらいのものが出来上がるかというのは、今のところなかなか読めないところはございます。やはり、この校区づくり計画については、先ほども言いましたとおり、行政経営計画と違うもう一つの柱になっていますので、このことについては、基本計画の一部ではありますけれども、行政のほうから何か見直すとか、そういった立てつけにはならないんじゃないかなと思っています。

したがって、校区でいろいろ考えられたことについては、そちらの分を尊重して、そして、校区の中でも、きちんと校区の総意でつくって、そして校区の中で進行、管理もしっかり担ってもらおうと。ただ、最初からそれができるかという、そこら辺については徐々に形を整えていただくと。そんなイメージで今のところ考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。

じゃ、次、2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 1つ目は、この検証になります、成果指標になるアンケートの取り方についてですけれども、項目の順番が、やはりよく考えないと、少し操作されたような流れになる、バイアス質問になっているんじゃないかということをおもいますので、今後、そのあたりは大事な数字になりますので、アンケートというのは、項目はしっかり考えて取っていただきたいとおもいます。

2つ目ですけれども、地域づくり、人づくりで、まだまだ人が育っていない状況があると思うんです。町政にも関心が薄いという状況の中、いきなり自治会という言葉だけが先走りして、住民がちょっと戸惑っているところがあると思うんです。それで説明不足とかいう言葉も出てくるかと思うんですけれども、今、住民が行政に関わる一つのことに協議会とか審議会とか委員会とかそれぞれあると思うんですけれども、そちらのほうで今までの協議の在り方が、何か結論ありきの委員会をされてあったりとか、何のためにしているのか。行事事になっていて、年に2回だからとか3回だとか、本当に必要なことに対しての話し合いになっているのかなと思うときがあります。住民を育てる第一の大事な、

住民に行政を分かって理解してもらい、また住民の声を聞く一番分かりやすい委員会とかになっていると思うんです。その委員会ですから、今後の新しい行政計画の中で、どのようなイメージというか、どのような進め方を町長は持っているのかを聞きたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口議員のご質問にお答えいたします。

成果指標の件は、前回もご質問いただきました。ただ、アンケートをお答えいただいて、自由記述欄が本当にめちゃくちゃ多かったんです。もちろんお叱りの言葉もたくさんありましたけれども、でも、思った以上に反響が大きくて、いや、すごいなと思ったところでした。こちらの説明不足とかもいっぱいありましたので、そういうところについては、いろいろ自由にご意見いただいている分について、できるだけ広報とかも通じてお答えをしていきたいなというふうに思っているところであります。

それと、住民協働で委員会を設置したり審議会を設置したり、いわゆる帳面消しみたいなことをやっているんじゃないのみたいなお話だろうと思うんですけれども、それはやっぱり一般的によく言われて、確かに住民参加みたいな名目でそういうのを開くけれども、結論ありきで、結局、本当に住民の意見を反映しているというところまで至っていないという、そういうようなこともあるんじゃないかというふうに思います。住民協働、やっぱりこれから住民の皆さんとまちづくりを一緒にやっていく上で、そこら辺をどう改善するかというのが本当に課題なんです。いかに住民の人たちと、最初の段階から、計画の初期段階から協議しながら、計画なりいろんなものをつくり上げていくというよう

なことがないと、おっしゃったような単なるそういう事実をつくるだけみたいな形での委員会とかになってしまうと、本当に住民協働参画にならないので、そういうところに関しては、今回、校区づくり計画あたりが、しっかり本当に地域の人たちにつくっていただかないといけない計画になってくるので、そこら辺を一つの契機として、もしくは、あと自治会運営等についても、これから本当に住民の皆さんにしっかり理解をしていただかないといけないので、そういうところの取組に関して、まず行政のほうからしっかり出向いて議論をしてつくり上げていくという、そういうプロセスを私たちも学んでいかなければいけないのかなど。それも一つ非常に重要な課題なのかなということ捉えています。まず口だけで言っても仕方ないので、それをどういうふうの実現していくのか、そこら辺については、しっかり考えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 しっかり考えていただいて、進めていただきたいと思います。皆さんのほうが、やっぱり行政というか、プロで、いろいろノウハウを持ってあったり、考え方もあると思うので、それで住民を育てるという気持ちで、惜しまずにいろいろ教えていただいて、育てていただきたいと思います。それもありますし、パブリックコメントも町のほうで募集されて意見が出たものとか、そういうものはホームページなりに上げていただいて、こういう意見を持っている人もいるんだという、ほかの住民もこういう考え方の人もいるんだということで、じゃ、こういう意見も出してよかったんだという流れにつながると思うんです。それで、育てるというところも考えていただきながら、じゃな

いと、どうしても片方だけの車輪が大きくなって、協働のまちというのが難しくなると思いますので、そのあたりをお願いいたします。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　今の裕子議員の質問に重複すると思いますが、ちょっと29、30ページの目指すまちの姿、住民が自主的、主体的に地域づくりに取り組んでいるまちづくりであること。住民による自主的、主体的な地域づくりが行われていると感じる町民の割合が、現状は47.9%から令和9年は目標値が54.7%と微増になっております。

実際、今までは年配の方たちが主体的になって、特に60代の後半から70代が町の中心として、青年団活動、4Hクラブ、青年クラブ、そういった中でまちづくりの中心になって、今の農業の築かれた元もそういった方たちが関心を持って自主的にやってくられたわけです。そういった中で、行政、農協のお手伝いも少しはありましたが、本当に今、中心になっている方たちが築き上げてきたと思います。

それと同じように、今、若い人たちがだんだん少なくなっている。町の未来を自分のこととして考える人たちが少なくなってきていると。そういったところが課題になってくるんじゃないかと思います。人ごとではなくて、危機感を持って住民が、若い人たちがそういった場面にも出くわさない。そういうことから、誰もが主体的にまちづくりに関われるようなことが持続可能につながっていくということで、まず自治体のトップ職員たちが誘い込むことが一番大切じゃないかと思います。

そうじゃないと、なかなかそういった説明をしても、ただ、行政がやっている、上辺だけということ。今は、いろんな各種団体が、今、まちづくり団体が四十何団体とありましたけれども、そういった方たちの誘い込み、それから若い世代、学校の教育とか、そういった中でも、そういったことをやっていかないと、町長のマニフェストにもあったように、ふるさと教育、そういった中で、きちんと自分たちの町は自分たちでつくって育てていくんだという関わりを持たせるようなこと、それにはやっぱり行政のトップとか職員とかが必要となってくるので、そういったことも考えながらやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの野口議員のご質問と同様、やっぱり住民と協働で本当に協働のまちづくりをどうつくり上げていくのか、それが今問われているんだというようなお話なんだろうというふうに思っています。

議員おっしゃるように、昔は4Hであったり、青年クラブであったり、その前は青年団であったり、そういう活動をされた方たちが、本当に町の中心で活躍されて町をつくってこられたということは、まず間違いないことなので、その次をどうつくり上げていくのか、どういう形でつくり上げていくのかというのは、大変重要なことだというふうに思っています。その際、役場職員の役割、私を含めて特に管理職の役割というのが重要なんだろうというふうに思っています。

具体的に何をしていくかというのは、すぐ幾つも答えられるわけではありませんけれども、今度、経営会議とかも立ち上げますし、その中では、例えば地

域に出向くとか、町の活躍している人に話をいろいろ聞くとか、そういうことは積極的にやってみたいなど、まずは思っているところでありますし、あと、ふるさと教育、若い人たちが本当に大木町での活動や大木町での印象を強く持って、できれば大木町に住み続けていただく、もしくは出て行っても帰ってきてもらう、そういうような取組が決定的に欠けているというのは、恐らく皆さんとの共通認識だと思います。

その辺についても、実はゼロ予算のプロジェクトチームで、高校が大木町にはありませんから、高校生以上の顔の見える関係がつかれないというのが、やっぱり非常に課題となっていますので、そこら辺をどういうふうにつくっていくのか。それも一応プロジェクトとしては、ゼロ予算でチームとして検討するようにはしています。

本当に重要なことだというふうに重々承知しています。こういうことに関しては、当然こういう場を通じてを含めて、議員さんとしっかり議論しながら、一遍にはいきませんから、一つ一つ積み上げていくしかないので、しっかりと取り組んでいく必要はあるというふうに思っています。本当に、いろいろ具体的なお提案も含めて、都度やっぱりいろいろご助言いただければというふうに思います。

すみません、今答えられるのは、その程度のことですけれども、以上で終わります。

議長　よろしいですか。

教育長も答弁したいということでございますので、答弁を許します。北原教育長。

教育長 中島議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと教育の重要性のご指摘ですが、先ほど小島議員からもご指摘がありましたけれども、質の高い教育ですよね。これは一番、私、求められていることで、質の高いというのは何かというと、やっぱり人、物、事です。物というのは施設や設備、一昨日、木佐木小学校はすばらしい校舎が、それから3小学校にすばらしいトイレが完成しました。子供たちの学校生活、学習をさせる施設、教材をそろえていることが大事、これも一つの環境。

もう一つは、人的環境として教師です。教師の資質、能力、子供を理解する、子供を愛する、そして的確な指導力を持った教師を育てる。これも人的環境の一つと思う。

そして、もう一つ大事なことは事です、教育の内容、質の高い授業を提供できるような。その中で、今、中島議員おっしゃった子供たちに確かな力をつける。人格の完成とともに地域社会を担っていく、そういう資質、それから心構え、意識を持った児童・生徒を育てることが大事だろうと思います。

境町長のマニフェストにも、ふるさと教育、やっぱり大木町のすばらしい人、物、事の財産を教材化して、大木町に誇りを持てるような、大木町のために頑張ろうと、そして行く行くは大木町で居住して町の担い手として活躍する。そういった子供たちを育てていきたいなと考えているところです。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 地域の中で活動する中で、一番支えになるのは、自分たちの地域にしても役場の職員、うちは副町長もおりますし、役場の職員たちが率先

して、いろんなことで手伝ってもらって引っ張っていきます。そういったことで、町の職員がいる地域は、割とそういった形でリーダー的にやってもらえれば、みんなも理解していく。

ですから、お願いで、職員で、大木町住まずによそから来よる、よそにアパート借りて。まず、大木町に住んでほしい。そういったことを、町長、よろしくお願いしておきます。そして、地域のリーダーとなっていきたいと思えます。

議長　　ちょっと暫時休憩します。

休憩	時	分
再開	時	分

議長　　再開します。

答弁を許します。境町長。

境町長　　議員ご指摘のように、職員の中には、副町長を筆頭に地域でしっかり頑張っている職員がいて、職員が地域の信頼を得るということは協働のまちづくりの基本でありまして、私も本当にそういうことを職員の皆さんには期待をしたいというふうに思っています。

ただ、一方で、職員も人それぞれ環境があって、大木町にどうしても住めない方もいらっしゃるし、それを例えば差をつけるとか、そういうことはち

よっと具体的にはできないわけでありまして、じゃ、その中でどうするかということは、そういう人にもどう地域に関わっていただくのか、地域を支援していただくのか、そういうところについては少し考える余地があるのかなというふう思っています。これは、実は幹部会の中でも議論になったことがございまして、地域にそういう職員も含めて張りつけて世話をすることで、地域との交流を深めるとか、理解をいただくとか、そういうことも積極的にせんといかんとやないかというのは、実は管理職の中でも意見として出てきていますので、そういうところを強要するわけにはいかんけん、そこら辺どういうふうな形で協力をお願いするのかというのは、もう少し検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時10分、15分間の休憩とさせていただきます。

それと、議員の皆さんちょっとトイレだけ終わったら、また町議室のほうに。それと、町長と課長はすぐ連絡ができるような状況にしとってください。

じゃ、休憩いたします。

休憩 13時55分

再開 時 分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きますが、先刻の話の中で議案について若干の調整が必要だということでございますので、ちょっと休憩時間長くなりますけれども、30分の休憩を取りたいと思います。再開を2時45分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩 時 分

再開 14時45分

議長 お待たせしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1、議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件を議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定については、町長より議案撤回の請求がありましたので、町長の撤回理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件についてご説明を申し上げます。

議案第7号として提案をさせていただきました大木町自治総合計画基本構想の内容について、一部修正をさせていただきたい文言がございますので、議員各位には大変申し訳ありませんけれども、一度撤回をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これをもって撤回理由の説明を終わります。

お諮りいたします。追加日程第1、議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定についての撤回の件について、撤回することにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号大木町自治総合計画基本構想の策定については、撤回について承認されました。

日程第10、議案第8号令和2年度大木町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第8号令和2年度大木町一般会計補正予算（第10号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和2年度大木町一般会計予算について、現時点における地方交付税や補助金等の交付状況、予算の執行状況などを踏まえ、その総額から歳入歳出それぞれ1億8,757万4,000円を減額し、それぞれの合計を82億773万5,000円として計上するものでございます。

その主な内容につきましては、歳入では、地方交付税6,409万7,000円の増、国庫支出金2億6,325万4,000円の増、寄附金9,150万9,000円の増、繰入金4億3,900万円の減、事業費の確定などにより、町債8,639万円の減を計上し、また、歳出では、ふるさと納税返礼品料4,500万円の減、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金4,847万8,000の減、舗装・補修等工事費2,500万円の減、総合体育館大規模改修工事5,000万円の減など、減額補正分として合計5億5,391万1,000円の減。財政調整基金積立金1億2,570万4,000円の増、大木町夢あふれるまちづくり基金積立金1,460万円の増、地域振興基金積立金328万円の増、ネットワークインフラ再構築業務委託料1億758万円の増、障害者自立支援給付費2,400万円の増、私立保育所等施設型給付費1,756万3,000円の増、福岡県介護保険広域連合負担金584万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料3,780万8,000円の増など、増額補正分として合計3億6,633万7,000円の増を計上するものとなっております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。まず、歳出について25ページ1

款議会費より4款衛生費まで順次お願いします。川村会計課長。

会計課長　それでは、議案第8号について詳細説明いたします。

歳出予算補正1款1項1目議会費37万円の減額補正を計上しています。

内容については、右側説明欄のとおり、議会費において議員の費用弁償15万円、一般職員の普通旅費7万円、さらに議会だより印刷製本費を15万円、それぞれ不用額が見込まれるため減額するものです。

以上です。

総務課長　2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費799万1,000円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとに説明いたします。

一般管理費において、報償費、賞賜金18万8,000円の減額は、町政・社会功労表彰者の確定に伴う減額です。

普通旅費74万5,000円の減額は、特別職及び一般職員に係る普通旅費の不用見込額です。

需用費、燃料費50万4,000円の減額は、公用車の燃料費の不用見込額です。

役務費、町民活動総合補償保険料20万9,000円の減額は、額の確定による減額です。

バス運転委託料117万3,000円の減額及び通行料10万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で減額となったものです。

使用料、AED賃借料は入札残となった68万8,000円の減額で、複写機賃借料は使用枚数が当初見込みより増大したため12万円の増額補正をする

ものです。

車両購入費 73万4,000円の減額は、電気自動車購入の際の入札残による減額です。

福岡県市町村福祉協会負担金 15万6,000円の減額は、負担金額の確定によるもので、木造戸建て住宅耐震改修事業費補助金は、本年度、要望のなかった2件分 180万円の減額です。

次に、職員人材育成事業において、講師謝金 2万4,000円の減額、研修会講師の費用弁償 12万円の減額、職員研修等に係る普通旅費 107万円の減額、研修会講師の手数料 27万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催がなかったことによる不用見込額です。

次の職員人件費は、職員手当と退職手当組合負担金 41万3,000円の増額は職員の中途採用に伴うもので、退職手当組合特別負担金 301万3,000円は職員1名の早期退職に伴う負担金増額となったものです。

職員共済組合負担金の 1,000円は、予算不足による増額です。

次のパートタイム会計年度任用職員人件費では、会計年度任用職員2名分が産休・代替分が不要となったことで報酬 249万5,000円の減額、期末手当 12万2,000円の減額、社会保険料 39万2,000円の減額となったものです。

なお、今回の補正予算、人件費につきましては、一般管理費以外にも職員人件費及び会計年度任用職員人件費の減額など、それぞれの該当費目で計上しており、一般会計においては合計 1,093万4,000円の減額補正となっております。

以下、人件費については説明を省略させていただきます。

次のページをお願いします。

2目文書広報費117万円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、説明欄の事業で説明いたします。

消耗品費37万円の減額は、一部書籍の差し替えの中止によるもので、役務費、通信運搬費80万円の減額は、後納郵便料金や切手、はがきなどの購入費の不用見込額でございます。

以上です。

会計課長 4目会計管理費2万円の減額補正を計上しています。

内容については、右側説明欄のとおり、会計管理費において普通旅費の不用額が見込まれるため、同額を減額するものです。

以上です。

総務課長 5目財産管理費860万9,000円の減額補正を計上しています。

内容につきましては、説明欄の事業で説明いたします。

需用費、修繕料27万5,000円は、子育て交流センターの漏水修繕費用として増額するものです。

電話交換設備管理委託料43万9,000円は、組織機構改革に伴う内線電話配線設定変更に要する増額で、自動扉保守点検委託料は、入札残として16万6,000円の減額です。

非常用発電設備点検委託料は、当初8年ごとに実施が必要な点検715万円を予定していましたが、庁舎設備機器類の更新と改修について、ランニングコストの削減と環境に配慮した取組を踏まえ、庁舎と全部課事業に来年度から取り組むこととし、通常点検へ切り替えたため、差額の666万円を減額するも

のです。

使用料、機械借上料は、町有地維持管理のための機械借り上げが不要となったため12万6,000円の減額と、公有物件敷地借地料は、借地料確定に伴い不用額11万1,000円を減額するものです。

庁舎等施設整備工事費の226万円の減額は、当初、西別館南面防水塗装工事を必要とし、予算計上しておりましたが、現場確認、精査の上、完全に防水にできる見込みとしては低いと判明したため、着工を見送ることとしたことによるものでございます。

以上です。

企画課長 6目企画費1億312万円の減額補正を計上しております。

企画事務費において、報償費3万8,000円及び旅費1万円の減額は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る検証委員会が新型コロナウイルス感染拡大により開催できなかったことにより減額するものです。

地方バス路線維持補助金6万7,000円の増額は、新型コロナウイルスの影響で西鉄バス羽犬塚線の利用者数が前年同期の6割台になったことにより、運行補助金の増額をお願いするものです。

次に、情報通信網整備維持管理事業において、情報発信業務委託料122万1,000円の減額は、くーみんテレビによる地域情報番組制作委託料として予算化しておりましたが、新型コロナウイルスの影響でイベントの中止などにより、制作に必要な素材が不足したことで番組を制作できなかったため、減額するものです。

次に、広報広聴事業において、情報発信業務委託料100万円の減額は、まちの魅力を発信する動画作成の委託料として予算化しておりましたが、WAK

KAの事業として制作したことにより減額するものです。

続いて、ふるさと納税事業において、昨年10月末の前年同時期比での寄附金の伸び率を踏まえて12月補正予算で関連予算を増額しておりましたが、1月末現在で入金ベースが5億4,000万となり、今年度内の申込みの見直しを含めて6億5,000万の寄附額を見込み、関連する予算として報償費のふるさと納税返礼品料4,500万円の減額をはじめ、役務費、通信運搬費の1,500万円、サイト利用料1,650万円、インターネット決済手数料156万8,000円、支援業務委託料825万円、それぞれを減額するものです。

新型コロナウイルス感染症対策事業において、次のページをお願いします。

団体補助金1,460万円の減額は、このたび民設民営方式による光ファイバーを整備するに当たり、民間事業者に行う整備費用について、不採算額相当分を町補助金として事業者に交付することにより事業を進めることとしておりましたが、このたび国補助金の交付決定等に合わせて町補助金を減額するものです。

以上です。

総務課長 8目交通安全対策費10万円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、説明欄の負担金、高齢者免許返納対策タクシー助成金の減額ですが、利用者の利用回数減少による不用見込額です。

以上です。

会計課長 9目財政調整基金費1億4,358万4,000円の補正額を計上しています。

内容については、右側説明欄のとおり、財政調整基金費において、財政調整

基金への積立金1億2,570万4,000円は、前年度剰余金に係る処理に関する規定に基づくもの、大木町夢あふれるまちづくり基金への積立金1,460万円は、ふるさと納税の一部を納税時に募った事業実現に向けた財源とするために積み立てるものです。

また、地域振興基金への積立金328万円は、久留米広域市町村圏事務組合から分配された基金廃止分の一部を歳入し、そのまま積み立てるものです。

以上です。

総務課長 10目情報処理費1億437万9,000円の補正額を計上しています。

内容につきましては、説明欄で説明いたします。

総合行政システム保守委託料42万3,000円の減額は、システムの一部に保守点検を行う必要がなくなったことによるもので、システム改修委託料277万8,000円の減額は、本年度予定していたデータ移行、システム改修の一部を次年度に変更としたことによるものです。

ネットワークインフラ再構築事業業務委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の対象事業とするため、昨年6月議会で債務負担行為の議決承認いただきました電算基幹システム情報システムリプレース事業のうち、ネットワークインフラ再構築に要する事業費予算を一括前倒しして今回の補正予算に事業費1億758万円を計上させていただくものです。

事業費の概要としましては、職員パソコン及びページプリンター入替えとしてノートパソコン165台、デスクトップ5台、ページプリンター21台を導入、光回線を利用したWi-Fi環境の整備、テレワーク等に対応したシステ

ムの導入、議会や庁舎内会議におけるペーパーレス化を進めるため、議員及び幹部用貸出タブレット30台の導入、業務の効率化及び保存文書削減のため電子決裁システムの導入ほか、既存LAN配線の再整備に要する費用となっております。

以上です。

企画課長 11日まちづくり活性化推進事業費90万9,000円の減額補正を計上しております。

都市農村交流事業において、費用弁償3万4,000円の減額をはじめ、消耗品費4万円、通信運搬費1万円のそれぞれの減額は、新型コロナウイルスの影響で農家民泊事業が実施できなかったことによるものです。

また、事業推進委託料82万5,000円の減額についても、新型コロナウイルスにより、さるこいフェスタが実施できなかったことによるものです。

以上です。

総務課長 13日防災諸費395万3,000円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、説明欄の事業ごとに説明いたします。

次のページをお願いします。

防災体制推進事業費において、今年度開催を見送りました防災会議委員報酬9万円の減額です。

一般備品購入費101万3,000円の減額は、対象高齢者へ貸与する防災行政無線戸別受信機が前年度までに購入した台数で対応可能となったため、今年度は購入しなかったことによるものです。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業において消耗品の190万円の減額は、全世帯に配布したマスクの購入残額です。

一般備品購入費40万円の減額は、避難所等に設置する空気清浄機の入札残による減額です。

次のブロック塀等撤去促進事業の撤去補助金55万円の減額は、申請がなかったための減額です。

以上です。

税務町民課長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費119万円の減額補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

マイナンバー関連事務事業負担金100万円の減額をお願いしております。これは、地方公共団体情報システム機構負担金が当初見込みを下回る見込みのための減額です。

以上です。

企画課長 5項統計調査費、次のページをお願いします。2目各種統計調査費8万円の増額補正を計上しております。消耗品費、同額で国勢調査に係る県交付金が追加交付されたことによるものです。

以上です。

会計課長 6項1目監査委員費21万円の減額補正を計上しています。

内容については、右側説明欄のとおり、監査委員費において監査委員の費用弁償14万円及び一般職員の普通旅費7万円がそれぞれ不用額として見込まれ

るため減額するものです。

以上です。

税務町民課長 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 1 7 9 万 8, 0 0 0 円の減額補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

人権同和問題啓発事業普通旅費 3 6 万円の減額をお願いしております。これは、今年度の人権関係の研修会や中央行動が実施されなかったための不用額でございます。

以上です。

福祉課長 説明欄、社会福祉総務費 2 4 万 8, 0 0 0 円の減額補正を計上しています。要因としましては、感染防止のため事業を挙行しなかったためでございます。

需用費、追悼式菓子代 1 1 万 6, 0 0 0 円の減額です。

次の 3 5 ページ、3 6 ページをお願いします。

追悼式祭壇借上料 1 3 万 2, 0 0 0 円の減額です。地域福祉体制の充実事業においては、民生委員・児童委員協議会助成金 4 8 万 6, 0 0 0 円の減額で、コロナ感染対策防止のため視察、研修等を実施しなかったためでございます。

以上でございます。

税務町民課長 2 目国民年金事業費 1 6 万円の補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

国民年金事業費委託料 1 6 万円をお願いしております。これは、税制改正に

係る年金の法令改正によるシステム変更に伴う費用でございます。

以上です。

福祉課長 3 目高齢者福祉費 2 3 万 7, 0 0 0 円の補正を計上しております。

説明欄、高齢者福祉一般事務費において、報償費、記念品代で 1 0 万 3, 0 0 0 円の減額です。感染対策として敬老会を中止し、記念品を配付しなかったことによるものです。

敬老祝い金 1 9 万円の減額で、敬老祝い金配付実績に基づく不用額です。

老人保護措置費 3 0 万円の補正で、措置施設変更に伴い措置費が増額となったためです。

高齢者の在宅生活支援事業において、介護用品、紙おむつ等給付サービス事業 2 3 万円の補正で、利用者増によるものです。

5 目障害者福祉費 2, 2 3 9 万円の補正を計上しております。

説明欄、障害者生活支援事業において 1 3 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。

手話講座委託料 5 7 万 2, 0 0 0 円の減額及び要約筆記講座業務委託料 1 1 万 5, 0 0 0 円の減額及び障害者スポーツ大会補助金 1 1 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、コロナウイルス感染防止のため事業を中止したことにより不用額を減額するものです。

重度障害者等日常生活用具給付等事業 5 0 万円の減額は、実績見込みにより減額するものです。

障害者自立支援事業において、障害支援認定区分認定審査会委員報酬 1 7 万円の減額及び障害区分認定調査業務委託料 1 4 万円の減額については、コロナ感染防止のため審査会及び認定調査を中止したことにより不用額を減額するも

のです。

自立支援給付費 2,400 万円の補正です。障害児の給付対象者、利用件数の増加に伴い、増額を計上しております。

償還金、障害児入所給付費等負担金返還金 5,000 円は、障害児入所給付費等負担金の実績が確定し、返還が生じたため補正するものです。

以上でございます。

こども未来課長 6 目こども医療対策費 1,200 万円の減額補正を計上しております。

右側説明欄でご説明いたします。

こども医療対策費において、扶助費、こども医療助成金 1,200 万円の減額は、当初の見込みよりも医療費の不用額が見込まれるためでございます。

次のページをお開きください。

7 目重度障害者医療対策費 254 万円の減額補正を計上しております。

右側説明欄でご説明いたします。

重度障害者医療対策費において、扶助費、障害者医療費助成金 400 万円の減額は、医療費の実績による不用額が見込まれるためでございます。

償還金利子及び割引料、前年度重度障害者医療費補助金返還金 146 万円は、国県費補助金の確定による返還金でございます。

8 目ひとり親家庭等医療対策費 140 万 5,000 円の補正を計上しております。

右側説明欄でご説明いたします。

ひとり親家庭等医療対策費において、扶助費、ひとり親家庭等医療費助成金 110 万円は、医療費の実績による不用額が見込まれるためでございます。

償還金利子及び割引料、前年度ひとり親家庭等医療費補助金返還金30万5,000円は、国県費補助金の確定による返還金でございます。

9目養育医療対策費32万3,000円の補正を計上しております。

右側説明欄でご説明いたします。

養育医療対策費において、扶助費、未熟児養育医療費助成金20万円は、医療費の実績による不足額が見込まれるためでございます。

償還金利子及び割引料、前年度未熟児医療費負担金返還金12万3,000円は、国県費負担金の確定による返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 10目国民健康保険費321万7,000円の減額補正を計上しています。繰出金の額が確定したことにより減額するものです。

説明欄、国民健康保険特別会計繰出金において、保険基盤安定繰出金99万7,000円の減額です。

財政安定化支援事業繰出金222万円の減額です。

11目健康福祉センター費1,995万2,000円の減額補正を計上しています。

説明欄、健康福祉センター事業において、委託料、指定管理委託料121万4,000円の減額につきましては、源泉ポンプ購入に伴う減価償却費用が44万5,000円減額となり、また、アクアスポーツクラブがコロナ感染対策のため休業したことなどによる健康福祉棟の電気代が45万3,000円減額となったこと。また、健康福祉棟の空調機器更新工事により空調機器保守点検31万6,000円が不要になったことによる減額、合計121万4,000円については変更契約を締結し、候補者から返還されることによる減額です。

工事請負費、健康福祉センター工事1,792万1,000円の減額及び委託料、管理業務委託料41万5,000円の減額は、健康福祉棟空調機器更新工事に伴う工事請負費及び管理業務委託料の不用額でございます。

備品購入費40万2,000円の減額は、健康棟にトレッドミル2台を購入したその不用額でございます。

39ページ、40ページをお願いします。

12目介護保険費299万円の補正を計上しております。

説明欄、介護保険費において、介護保険広域連合負担金584万円、介護保険料軽減負担金3万5,000円の補正です。介護保険給付費等の実績見込みにより負担金が確定したことにより補正を行うものです。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、いずれも新型コロナ感染防止のため事業を中止したことなどにより不用額を減額するものです。

訪問型サービス委託料29万6,000円の減額で、通所サービス委託料163万1,000円の減額、一般介護予防事業委託料72万円の減額でございます。

包括的支援事業においては、認知症カフェ委託料23万8,000円の減額で、実施回数減によるものです。

16目後期高齢者医療費677万1,000円の減額でございます。

説明欄、後期高齢者医療費において、後期高齢者特別会計事務費繰出金42万9,000円の減額。同じく保険基盤安定繰出金634万2,000円の減額です。事務費及び保険基盤安定繰出金の確定によるものです。

以上でございます。

こども未来課長 18目妊婦応援臨時特別給付金49万円の減額補正を計上

しております。

右側説明欄でご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業において、負担金補助及び交付金、妊婦応援臨時特別給付金49万円の減額は、実績による不用額が見込まれるためでございます。3月末までに出産及び予定の母親87名に対し既に支給を行っているところでございます。

次をお開き下さい。

2項児童福祉費、2目児童福祉費159万円の補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとにご説明いたします。

保育所等運営費において、委託料、運営委託料2,000万円の減額は、私立保育園の運営費に当たり、実績による不用額が見込まれるためでございます。

扶助費、施設型給付費1,756万3,000円は、認定こども園及び小規模保育所の給付費に当たり、入所児童数の変動及び施設ごとの給付費の加算状況の変化に伴い増額となるものでございます。

償還金利子及び割引料、前年度子どものための教育・保育給付費負担金返還金276万8,000円は、前年度の事業負担の過年度分確定による返還金でございます。

多様な保育事業において、負担金補助及び交付金、大木町障害児保育事業補助金は300万円の減額です。保育施設からの申請後の不用額として計上しております。

償還金及び割引料、前年度子ども・子育て支援交付金返還金は201万6,000円となり、前年度事業負担金の過年度分確定による返還金でございます。

保育士確保、質の強化事業において、負担金及び交付金、保育体制強化事業補助金108万円、保育士雇上強化事業補助金70万円、保育士就職促進事業

費補助金50万円のそれぞれの減額は、町内保育所施設からの申請後の不用額として見込まれ、また、保育士雇上支援事業費補助金については、申請により予算が不足することから64万8,000円をお願いするものでございます。

償還金利子及び割引料、前年度保育対策総合支援事業費補助金返還金32万2,000円は、前年度事業費補助金の過年度分確定による返還金でございます。

学童保育所運営事業において、償還金利子及び割引料、前年度子ども・子育て支援交付金返還金293万1,000円は、前年度事業費補助金の過年度分確定による返還金でございます。

子育て支援拠点事業において、償還金利子及び割引料、前年度子ども・子育て支援交付金返還金50万1,000円は、前年度事業費補助金の過年度分確定による返還金でございます。

児童虐待防止事業において、償還金利子及び割引料、前年度子ども・子育て支援交付金返還金12万1,000円は、前年度事業費補助金の過年度分確定による返還金でございます。

3目児童福祉施設費237万5,000円の減額補正を計上しております。

次のページをお願いいたします。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとにご説明いたします。

児童福祉施設費において、工事請負費、大溝保育園施設整備工事費80万円の減額は、園児用のトイレの改修工事の残となります。

大溝保育園運営委託事業において、役務費、通信運搬費1万2,000円は、電話料不足が生じることからお願いするものでございます。

使用料及び賃借料、ICT保育業務支援システム使用料17万7,000円、ICT保育業務支援機器リース料7万6,000円をそれぞれ減額するもので

ございます。これは、既に町内の私立保育園などにおいて、国が行うICT化の推進事業を活用し、保育現場の事務軽減、効率化を図るため、ICT保育業務支援システムの導入を済ませているところでございます。今年度、大溝保育園においても同システムを導入し、12月から運行を開始しているところでございます。システム使用料の減額につきましては、入札した結果、使用料が確定したこと、さらにトライアウトの無料期間のため不用額が生じたためでございます。また、支援機器リース料につきましては、支援システム用関連備品の予算で機器の購入を行ったためでございます。

4目児童措置費1,008万円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄においてご説明いたします。

児童手当事業において、扶助費1,008万円の減額は、児童手当の支給対象児童の見込数の減により不用額が見込まれるためでございます。

5目子育て世帯臨時特別給付金38万4,000円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄においてご説明いたします。

子育て世帯臨時特別給付金事業において、負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金15万円の減額は、給付対象児童の見込数の減により不用額が生じたためでございます。

以上でございます。

健康課長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費54万1,000円の減額補正を計上しております。

説明欄、保健衛生総務費においては、救急医療週間負担金6万円の減額で、今年度、コロナ感染防止のため事業全体を中止したためでございます。

45 ページ、46 ページをお願いします。

2 目予防費 3,413 万 7,000 円の補正を計上しております。

説明欄、予防接種事業においては 2 通りあります。1 つが通常の予防接種事業補正予算 627 万 1,000 円の減額と 2 つ目が新型コロナワクチン接種を行うための事業 4,040 万 8,000 円があります。1 つ目の通常の予防接種事業補正予算として役務費、風疹予防接種国保連合会手数料 19 万 5,000 円の減額は、成人男性の風疹予防接種に係る国保連合会に支払う手数料の不用額です。

委託料、予防接種事業委託料 600 万円の減額は、子供の出生数減少により 500 万円の減額です。風疹予防接種などコロナ感染症等に伴い接種控えが生じたことによる 400 万円の減。また、高齢者のインフルエンザ予防接種は、自己負担額を福岡県が負担することにより接種者が例年高齢者の 4 割から 7 割ということで、接種者増に伴う 300 万円の増額。それで、相殺して 600 万円を減額するものです。

負担金、麻疹・風疹予防接種助成金 7 万 7,000 円の減額です。妊婦とその家族に行う風疹予防接種助成金の見込みによる減額です。

償還金、感染症予防事業過年度返還金 1,000 円で、感染症予防事業の補助金額が確定したことによる返還金です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種を行うための事業予算として、報酬、健康被害調査委員報酬 7 万円は、健康被害が発生した場合の調査委員会を開催する際の委員報酬でございます。報償費、健康被害調査謝金 12 万円は、健康被害が発生した場合の被害調査を行うための弁護士や専門家等の謝金でございます。

需用費、消耗品費 55 万円です。役務費、ワクチン町外接種国保連合会手数

料120万円は、町外の医療機関で接種した場合、医療機関から国保連合会を通して請求する際に町が国保連合会に支払う手数料でございます。

委託料、ワクチン接種体制確保事業委託料3,780万8,000円は、ワクチン接種体制を整備するため、コールセンターや接種データの入力、ワクチンの各医療機関への配送及び接種体制の構築などを委託するものです。4月以降、高齢者を対象に町内10医療機関で個別接種により実施する計画です。

備品購入費、新型コロナワクチン接種備品66万円は、接種体制の整備を行うための備品購入費です。

なお、コロナワクチン接種事業につきましては、全額国費で賄われるようになっております。

3目健康増進事業613万6,000円の減額補正を計上しております。

説明欄、健康増進事業においては、需用費、消耗品13万円の減額。健診事業等の事務用品などの予算残額です。同じく、印刷製本費25万2,000円の減額は、3月に配布していた健康ガイドブックを4月以降に配布するため予算を減額するものです。

委託料、各種健診等委託料550万4,000円の減額でございます。今年度はコロナウイルス感染防止対策として春の集団健診を中止したことにより、受信者が減ったことから実績により減額するものです。

使用料、測定機器借上料5万円の減額は、さるこいフェスタで簡易検査機器を借り上げる計画でしたが、中止により減額するものです。

負担金20万円の減額補正でございます。精密検査等の実施の実績見込みにより不用額を減額するものです。

以上でございます。

こども未来課長 4目母子保健事業170万3,000円の補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄においてご説明いたします。

母子保健事業において、償還金利子及び割引料、母子保健衛生費補助金170万3,000円は、過年度分確定による返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 5目介護予防・日常生活支援総合事業83万円の減額補正を計上しております。

説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業においては、需要額、消耗品費4万円の減額は、感染対策として事業が縮小したことによる不用額でございます。

委託料、出前講座委託料29万円の減額及びアクアス大喜楽サロン委託料50万円の減額は、コロナウイルス感染症感染防止のため中止した回数による不用額です。

47ページ、48ページをお願いします。

6目やすらぎ苑管理費92万1,000円の減額補正を計上しております。

説明欄、やすらぎ苑管理費においては、需用費、修繕料48万円の減額は、今年度、火葬炉内台車・耐火物工事等を実施し、不用見込額を減額するものです。

委託料、電気保安管理委託料4万5,000円の減額で、3年間の長期継続契約入札により不用額を減額するものです。工事請負費、火葬炉修繕工事39万6,000円の減額です。火葬炉1号炉の全面積替え工事の不用額です。

以上でございます。

環境課長 7目環境衛生費53万9,000円の減額補正を計上しております。環境保全対策事業において、検査測定業務委託料53万9,000円の減額は、堀や河川等の水質検査測定業務委託料の入札残です。

8目地球温暖化対策事業費164万7,000円の減額補正を計上しております。地球温暖化対策事業において、アドバイザー謝金2万6,000円及び町民会議委員報償費4万8,000円の減額は、このたび採択された脱炭素地域づくりモデル事業において、委託事業者から支出することになったことによるものです。

地球温暖化防止対策支援事業支援補助金157万3,000円の減額は、当初計上していた電気自動車充電システムV2H機器設置補助に対して応募がなかったことなどによるものです。

次に、9目合併処理浄化槽推進事業費で1,189万6,000円の減額補正を計上しております。浄化槽設置推進事業において、合併処理浄化槽維持管理協会補助金251万4,000円の減額は、予定していた嘱託職員を雇用できなかったことなどによるものです。また、合併処理浄化槽設置補助金については、浄化槽の設置申請が当初見込みを下回ったため、938万2,000円を減額するものです。

次に、10目気候非常事態宣言推進事業300万円の減額補正を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策事業において、地球温暖化防止対策支援補助金300万円の減額は、再生エネルギー100%の暮らしをパイロット的かつモデル的に取り組んでもらう世帯に対し補助金を交付するための費用を計上していましたが、申請がなかったことから減額するものです。

次に、2項清掃費、1目塵芥処理費174万9,000円の減額補正を計上しております。塵芥処理費において、需用費161万4,000円の減額は、

ごみ袋印刷代の入札残です。委託料5万6,000円の減額は、大川清掃センター焼却処理委託料の確定によるものです。負担金7万9,000円の減額は、八女西部広域事務負担金額の変更に伴うものです。

次のページをお願いいたします。

次に、もったいない宣言推進事業費505万円の減額補正を計上しております。もったいない宣言推進事業費において、リサイクル事業報償金30万円の減額は、コロナ禍により小学校の資源回収事業が実施できなかったことによるものです。

普通旅費22万円の減額は、徳島県上勝町で計画されていた地球環境を考える自治体サミットがコロナ禍で開催されなかったことによるものです。

需用費、水切りバケツ等消耗品27万円の減額は、入札残などによるもので、環境学習ワークブック印刷製本費27万5,000円は、事業内容とより整合を図るため今年度は作成せず、令和3年度にスライドして作成することになったことにより減額するものです。

委託料、塵芥収集処理業務委託料39万9,000円の減額は、シルバー人材センターに委託している高齢者ごみ出しサポート事業が当初見込みより少なかったことなどによるものです。システム開発導入委託料5万5,000円は、当初専用のごみ分別アプリを導入することとしておりましたが、コロナ対策で導入することになったLINE公式アカウントの中で同等の機能ができることとなったことから減額するものです。

使用料の自動車借上料3万6,000円の減額は、先ほど説明いたしました地球環境を考える自治体サミットが開催されなかったことによるものです。地域資源ごみ回収ボックスリース料3万円の減額は、当初見込みより設置箇所数が少なかったことによるものです。アプリ使用料15万9,000円は、先ほ

どもご説明いたしましたLINE公式アカウントで取り組んだことにより減額するものです。

地球環境を考える自治体サミット負担金1万円の減額は、これも先ほどご説明しました同サミットが開催されなかったことによるものです。

次に、環境プラザ・バイオマスセンター運営事業において、指定管理料229万4,000円は、環境プラザ及び循環センターの管理料精算により、それぞれ119万1,000円、110万3,000円を減額したことによるものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業において、車両購入費100万2,000円の減額は、循環センターに備える生ごみたる収集運搬車両購入に係る入札残によるものです。

以上です。

会計課長 3項上水道費、1目上水道施設費1,450万円の減額補正を計上しています。

内容については、右側説明欄のとおり、上水道施設費において、町水道事業への一般会計よりの出資金の額が確定したことにより同額を減額するものです。

以上です。

議長 ここで、1款議会費より4款衛生費まで質疑を行います。

質疑ございませんか。1番、馬場高志議員。ページ数をお知らせください。

馬場高志議員 3つほど質問があるんですけども、順番に追って質問していきたいと思います。

1つ目、47ページの気候非常事態宣言推進事業費というところで、これは9月の議会の中で諮った分だと思っただけなんですけれども、1,000万ほどですね。たしかそのとき町長の答弁で二酸化炭素の排出量を検査して町の計画に使っていくということだったと思っただけなんですけれども、これは現状どうなっているのかを教えてくださいたいです。

議長　　まず1点そこですか。

じゃ、答弁を許します。野田環境課長。

環境課長　　ご質問にお答えいたします。

9月補正で1,000万円の委託料として計上しておりました脱炭素社会に向けたロードマップの作成業務の委託料ですけれども、一応、今月いっぱいに取りあえず委託業者のほうから報告書を受け取っております。

それで、3月10日までに補助金を交付して、交付先であります環境省の外郭団体のほうに最終的には報告書を提出するというようなところまで、今、工程が進んでおります。

以上です。

議長　　暫時休憩します。

休憩　　時　分

再開　　時　分

議長 答弁を許します。野田環境課長。

環境課長 今回、減額補正しています300万円については、先ほどもご説明しましたとおり、再生可能エネルギー100%の暮らしをモデル的に取り組んでもらう世帯に対して、電気自動車と太陽光発電とV2H、3点セットをそろえたところに補助金を交付するということに対しては、申込みはなかったということで全額減額補正をさせていただいております。

以上です。

議長 じゃ、2点目、馬場高志議員。

馬場高志議員 今の1,000万の件については、粛々と進んでいるということに理解しておきました。ありがとうございます。

2つ目の質問ですけれども、28ページの広報広聴事業の委託料の中で、まちの魅力発信動画作成委託料ということで、これは100万、WAKKAのほう在实际受け持っておったということで減額ということなんですけれども、私が確認している範囲だとユーチューブのほうでWAKKAさんのアカウントで公開されていたかと思えます。現在1,600ぐらいやったかな、見ていらっしゃるということで、結構見ているなという感想です。

ただ、もともとこの提案があったときが、たしか筑後のソフトバンクの野球場のほうに映像として出したいとか、そういう話があったんですが、実際そういうのは現状コロナ禍でできなかったのか、もしくは、今後、野球場もしくはほかの媒体を使って、この動画を使っていくのか、その辺をお伺いしたくお願

いします。

議長　こちらも答弁を許します。野田企画課長。

企画課長　ご質問にお答えいたします。

馬場議員ご指摘のとおり、一応活用については、一つ想定していたものについては、いわゆるソフトバンクのところで、筑後7国が順番でPRする機会があるというところで、ほとんどの市町が5分程度のPR動画をスクリーンのほうで流すということで、うちの町についてもぜひそういったものに活用していただくということで、当初そういう目的にしておりましたけれども、ご指摘のとおり、コロナ禍でそういったイベントが開催できていなかったということで、実際にそういった公の場でこのPR動画を使ったのは、今のところ実績はございません。

今後、あらゆる機会に、例えば、この前、地球温暖化のウェブ上でのシンポジウムみたいなことをしたときには、空き時間とかにそれを使わせていただいたりとか、そういったところで、いろんな場面で、5分程度ですので、活用できるようなこともしっかり今後考えていきたいというふうには思っています。

以上です。

議長　1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　分かりました。

一応、費用もせっかくかけていただいたので、元を取るといったらおかしいですけども、いろんな手段で使っていただければなというふうに思います。

じゃ、3つ目、同じ28ページなんですけれども、その1つ上の情報通信網整備維持管理、くーみんの中で放送するやつをやらなかったということなんですけれども、私も一回、ちょっとくーみんを取ってないんであれなんですけれども、イオンのコーナーのところで見るのができたんで、一回見たんですけれども、これは本当に皆さん、これだけ費用をかけて見ていらっしゃる方がいるのかという、費用対価も含めて、ちょっと疑問に思ったのと、提案としては、現状、高齢者の方は結構広報紙のほうはよく見ていらっしゃいますし、若年層においては、広報は見ていないけれども、テレビも見ないという方が多いので、なかなか目に届きにくいんじゃないかなというふうに思っていて、せっかく先ほど言った動画、WAKKAさんがユーチューブで上げていらっしゃるものがあつたので、WAKKAさんでこういう動画を業者さん任せじゃなくて独自に作ってユーチューブに上げるだけでも、これだけ1,600人とか見ていらっしゃる方がいるのであれば、そっちのほうに費用対効果はいいんじゃないかと思った次第ですが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

この地域情報番組の制作については、そもそも目的については、町のほうで公設民営で高速情報通信網を整備した関係で、加入率を上げていくということが一つの目的でございました。なるべくこういった地域に密着した情報を番組で提供することを通して加入してもらおうということで、この事業を進めてきたところでございます。

今回は、この事業については、半分をスポンサー、いわゆる町内企業さんに

持っていただいて、町内企業のPRも含めて、この番組を制作しておりました。ご説明したとおり、コロナ禍で、いろんな動画にする番組を作る上での素材がなかなかできないということで、今回は実施しておりませんが、一応、来年度以降については光も整備されますので、今後については、まったく一みんとしっかり協議をさせていただいて取り組むかどうかについては考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 26ページの真ん中辺りの戸建て住宅耐震改修補助金と、同じようにブロック塀のありましたよね。そちらのほうが、申請がなかったから残っているということだったのですかね。やっぱりちょっと、この間もまた地震があったり、町の防災意識が低い可能性もあるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりの申請の方法なりPRを教えていただきたいと思います。

議長 それでは、まず木造戸建て耐震化改修補助金について、答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 野口議員のご質問にお答えいたします。

戸建ての耐震化の補助金、発生予算として計上しておりますが、なかなか申請が近年あっておりません。その周知方法について、少しその点がどうなのか

というようなご指摘かと思いますので、この点については、できるだけこういう補助金がありますというようなことについては周知をしていきたいというふうに思います。

ブロック塀等の補助金についても同様かと思いますので、できるだけ周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 なかなか、おたくの家はとか、このブロック塀はということで、お伝えすることは難しいと思うんですけども、声を拾うことは大事だと思うんです。

実はブロック塀は大阪の地震で子供さんが亡くなってということから県の事業として取り上げられたと思うんですけども、町のほうの取組がちょっと私は遅かったと思うんです。正直な話、うちの実家がちょっと傾いていたので、すぐ壊したほうがいいよということで、助成の申請が始まる前に壊して、もう建て直してしまっていて、そういうところもあると思うんです。

逆に、申請を知らずに待つてあるというか、できるときを待たれる人もいらっしゃるでしょうけれども、実家の場合は、前もって事業が始まる前にしたものですから、助成できなかった。前の写真も出さなくちゃいけないとか、認定されなくちゃいけないので、前もってということとはできないんですけども、そういう自主的に取り組んだところとかもあったりすれば、その期間を前倒しされても、いつからとかじゃなくて、ブロック塀の話ですけども、そういう何か町の姿勢もあってもいいかなと思うんです。

自主的に事業が始まる前にも、自分のところで危ないかなと思ったとき、そういう対処をされたところに対しては、方法もあってもいいかなという、そういう見方ですね。今後、そういう形も取られてはいいかなと思います。よろしく検討をお願いいたします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 野口議員の質問にお答えいたします。

このブロック塀撤去促進事業につきましては、先ほど言われたように、地震によって、たしかお子様が通学中に亡くなって、それから出てきた事業でございますけれども、その際に福岡県において本町についても一斉の緊急点検を実施しております。現状のところでは、現在、このブロック塀撤去補助というのが、これは国の補助金になるんですけれども、国の補助金の要綱でいきますと、例えば通学路であることとか、高さについて何メートル以上ないといけないとか、あと傾きについても、どれ以上傾いていないと対象にならないとか、一応そういった基準の中でございますので、全てのブロック塀について、老朽化したものを例えば撤去したり改修したりするときに全て補助を出すというような内容のものとは、ちょっと違っております。

現状としては、現在の大木町、本町の状況では、おおむね補助ができるところについては、福岡県と本町でお声かけをして、一応解消している状況でございます。ただ、補助のメニューとしてはございますので、こういった形で毎年予算については準備をさせていただいているところです。

以上でございます。

議長 野口議員。

野口裕子議員 ということは、今現在、該当するようなお宅はないということによろしいんですか。でも、取りあえず事業があるので計上している事業ということですか。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。

引き続き、49ページ、6款農林水産業費より最後10款教育費まで、順次説明を願います。広松産業振興課長。

産業振興課長 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費で77万8,000円の減額補正の予算を計上しています。

右側説明欄、農業委員会費、農業委員報酬7万3,000円は、委員1名に欠員が生じたことから、その期間に支払う報酬分を減額したものでございます。

費用弁償44万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、委員会会長全国大会及び各委員を対象としました研修会の中止などに伴い、費用弁償が不要となったことから行うもの、また、普通旅費6万5,000円の減額は、職員研修及び会議出席に係る旅費として計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止されたことによるものでございます。

使用料の駐車場使用料1万円、通行料2万円及び自動車借上料17万円の減

額は、委員の視察研修時の費用として予算計上しておりましたが、視察研修も中止せざるを得ない状況になりました。

次のページをお開きください。

3目農業振興費で1,255万3,000円の減額補正の予算を計上しています。

右側説明欄、土地利用型農業振興事業の報償費4万2,000円の減額は、人・農地プラン検討会3回を予定し、その報償費として計上しておりましたが、コロナ禍の状況により2回の開催となることから減額しております。

スマート農業推進強化事業補助金208万5,000円の減額は、事業費の確定に伴うもの、また、担い手の農地集積対策事業補助金28万2,000円は、福岡県より農地集積交付金の割当内示を受け、予算を計上するものでございます。

環境保全型農業直接支払対策交付金47万6,000円の減額は、計画変更に伴うもの、また、多面的機能支払交付金531万2,000円の減額は、福岡県より交付される当初見込分を下回る額の交付金決定となったことから願います。

水田農業担い手機械導入支援事業54万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

農業担い手支援事業の需用費11万円の減額は、新規就農希望者などの相談用としてパンフレット作成を予定しておりましたが、在庫も残っており、未実施としております。

利子補給補助金27万円の減額は、借入金の減少により利子補給額が減少したものでございます。

新規就農者移住定住促進事業費補助金280万円の減額は、当初計画時の事

業申請より少ない事業申請となったことによる減額、また、新規就農者機械共同利用支援事業補助金100万円の減額は、今年度の事業申請がなく不用額となったものでございます。

施設園芸労働環境改善支援事業20万円の減額は、当初計画時の事業申請より少ない事業申請となったことによる減額補正でございます。

以上でございます。

建設水道課長 5目農地費28万円の減額補正を計上しています。説明欄のとおり、同事業において工事請負費、舗装工事28万円の減額は、農村環境整備事業の舗装工事の入札差金等による不用見込額です。

以上です。

産業振興課長 7目土地改良費で8万4,000円の補正予算を計上しています。

右側説明欄、土地改良施設維持管理事業の事業負担金は、基幹水利施設管理事業費の確定に伴い負担金の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 9目クリーク管理保全対策費2,508万5,000円の減額補正を計上しています。説明欄のとおり、同事業において役務費、保険料10万5,000円の減額は、樋管・扉体管理人の傷害保険料の不用見込額です。

委託料、調査業務委託料132万円の減額は、水路工事に伴う建物事前調査の業務委託料の入札差金等による不用見込額です。

塵芥収集処理業務委託料40万円の減額は、伐採樹木等の処理委託料の不用

見込額です。

水路施設維持管理委託料 1 5 0 万円の減額は、機械賃貸借等の不用見込額です。

工事請負費、水路整備工事 1 , 5 8 0 万円の減額は、優先順位基準について再評価したことのほか、水路補修工事及び国営水路フェンス設置工事等の入札差金等による不用見込額です。

原材料費、水路補修材料代 2 0 0 万円の減額は、木柵等の支給材料代の不用見込額です。

備品購入費、機械工具類購入費 3 9 6 万円の減額は、自走式木材粉碎機について、作業の安全性や粉碎機の故障及び長期的なメンテナンス等の経済性など総合的に検証し、委託業務として見直したためです。リサイクル処理施設に持ち込むケースも含め、現状を判断し、今後、対応していく予定です。

5 3、5 4 ページをお開きください。

1 0 目農地整備費 8 6 0 万円の減額補正を計上しています。説明欄のとおり、同事業において負担金補助及び交付金 8 6 0 万円の減額は、次期水路整備の計画であります県営農村振興整備事業の実施計画負担金の不用見込額です。

以上です。

産業振興課長 1 3 目施設園芸型農業振興事業で 5 , 1 1 8 万円の減額補正をお願いしています。

右側説明欄、施設園芸型農業振興事業の活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金 4 , 8 4 7 万 8 , 0 0 0 円の減額は、福岡県補助事業として、その一部が未採択とされたことなどによるものでございます。

園芸産地労働力代替緊急支援事業 7 3 万 5 , 0 0 0 円の減額は、事業費の確

定によるもの、また、被災園芸産地改植等支援事業117万3,000円は、福岡県より事業採択を受けたことから予算を計上するものでございます。

大木町産地パワーアップ事業費補助金314万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費で1,561万9,000円の減額補正の予算を計上しています。右側説明欄、商工振興事業の魅力ある観光商品づくり事業22万1,000円の減額は、久留米広域圏で実施されています久留米まち旅に係る負担金で、コロナ禍の中、本町においては、イベント実施は中止をしております。

大会イベント補助金150万円の減額は、堀んぴくく及び農業まつりの中止に伴うものでございます。

利子補給補助金482万2,000円の減額は、中小企業融資預託金利子補給として額の確定により減額補正をするものでございます。

信用保証料補給補助金700万円の減額は、新型コロナ感染症拡大に伴う対策として、町の預託金、融資制度を活用して融資を受けられました事業者の保証料の全額を助成する補助金を創設いたしまして実施をしておりますが、これまでの融資実績及び今後の見込額を勘案し減額するものでございます。

新型コロナ感染症拡大対策事業の補助金207万6,000円は、町内飲食店等の事業継続を応援するため実施しましたテイクアウト・デリバリー支援事業の確定に伴う減額でございます。

4目地方創生費で540万円の減額補正の予算を計上しています。この減額補正は、地方創生費大木町地域創造交流センター事業推進委託料としてプロジェクトマネージャーに係る人件費等でございますが、1名の欠員が生じたことから補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 55、56ページをお開きください。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費209万2,000円の減額補正を計上しております。人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

説明欄、道路橋梁総務費において、負担金補助及び交付金、期成会負担金14万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う負担金の減額による不用見込額です。

2目道路維持費2,736万円の減額補正を計上しています。説明欄のとおり、同事業において、委託料、道路施設維持管理委託料50万円の減額は、機械賃貸借等の不用見込額です。

使用料及び賃借料、機械借上料36万円の減額は、路面及び道路施設等の補修に使用する機械借上料の不用見込額です。

工事請負費、舗装工事2,500万円の減額は、国の交付金を活用し、次年度以降の実施に見直したこと、舗装補修工法の変更並びに入札差金等による不用見込額です。

原材料費、道路補修材料費150万円の減額は、路面及び道路施設等の補修に使用する材料費の不用見込額です。

3目道路新設改良費3,557万6,000円の減額補正を計上しております。説明欄のとおり、道路新設改良費において役務費、手数料15万円の減額は、不動産鑑定料の不用見込額です。

自転車歩行者道整備事業において、交付金事業の採択率が約7割と低かったことから、交付金の枠内で事業内容を見直し、翌年度事業へ変更するなど調整

を行い、委託料、補償算定業務委託料93万円の減額、工事請負費、自転車歩行者道整備工事1,400万円の減額、公有財産購入費、道路用地購入費302万円の減額、補償補填及び賠償金、物件解体等補償費1,370万円の減額は、各費目とも調整した結果の不用見込額です。

狹隘道路整備等促進事業において、工事請負費、狹隘道路整備工事257万6,000円の減額は、こちらも交付金事業の採択率が約7割と低かったことから、交付金の枠内で事業内容を見直したことによる不用見込額です。

未就学児等交通安全対策事業において、工事請負費、交通安全施設工事120万円の減額は、入札差金等による不用見込額です。

57、58ページをお願いします。

4目橋梁長寿命化点検修繕事業費150万円の減額補正を計上しております。説明欄のとおり、同事業費において、負担金補助及び交付金、工事負担金150万円の減額は、橋梁架け替えに伴う水道管移設工事の負担金の不用見込額です。

3項都市計画費、1目公園費340万円の減額補正を計上しております。説明欄のとおり、同事業費において、役務費、看板作成費10万円の減額は、施設案内板の不用見込額です。

工事請負費、公園施設整備工事280万円の減額は、国の補助金を活用し、次年度以降の実施に見直したことによる不用見込額です。

原材料費、公園保全工事費材料代50万円の減額は、施設の補修材料代の不用見込額です。

4項住宅費、2目空き家対策費206万8,000円の減額補正を計上しております。説明欄のとおり、同事業費において、報酬、空き家等対策協議会委員報酬6万8,000円の減額は、委員報酬の不用見込額です。

負担金補助及び交付金、老朽空き家解体補助金200万円の減額は、補助金の不用見込額です。

以上です。

総務課長 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費290万円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、説明欄の久留米広域消防本部負担金が額の確定により減額を行うものです。

2目非常備消防費251万2,000円の減額補正を計上しています。

内容につきましては、説明欄の事業で説明いたします。

報償費、記念品代7万9,000円の減額から、以降、次のページにかけて、原材料、砂代1万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により町ポンプ操法大会並びに出初め式が開催できなかったことにより減額するものです。

車両購入費29万3,000円の減額は、小型動力ポンプ付積載車購入費の入札残です。

3目消防施設費15万円の減額補正を計上しています。内容につきましては、説明欄の修繕料の減額ですが、各施設等の修繕必要件数が少なかったことによる不用見込額です。

以上です。

学校教育課長 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費6,000円の減額補正を計上しております。負担金補助及び交付金の同額で、新型コロナウイルス感染症対策により研修会中止によるものです。

2目事務局費186万7,000円の減額補正を計上しております。

右側説明欄の事務局費において、報償費、講師謝金5万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策により教職員研修会が予定どおり開催できなかった不用見込額です。

旅費、普通旅費10万円の減額は、普通旅費の不用見込額です。

委託料、健康診断委託料30万円の減額は、教職員の健康診断において、別の制度による人間ドックを受診するなどにより健康診断委託料に不用額が出たことによるものです。

工事請負費、電気設備工事費12万円の減額は、総務課の電気自動車購入との調整により不用額が出たことによるものです。

負担金補助及び交付金、研修等負担金10万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策により研修会が中止になった不用額です。

3目教育力向上支援事業費153万円の減額補正を計上しております。

報償費、学習サポーター謝金50万円の減額は、中学校学習支援サポーターに係る謝金に不用額が出たことによるものです。

次のページをお願いします。

旅費、費用弁償3万円の減額は、小学校費用弁償の不用見込額です。

委託料、支援指導員派遣業務委託料100万円の減額は、GIGAスクールサポーター配置支援委託料の入札により委託料が確定し、不用額が出たことによるものです。

4目特別支援教育事業費3万円の減額補正を計上しております。旅費、費用弁償の同額で、小学校費用弁償の不用見込額です。

5目学校問題相談事業費40万円の減額補正を計上しております。報償費、スクールライフサポーターへの謝金の同額で実績により不用見込額でございます。

す。

2項小学校費、1目学校管理費99万4,000円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとに説明いたします。

学校管理費、教育総務係において委託料、設計業務委託料50万円の減額は、発生予算として小学校の営繕工事の設計監理委託料の不用見込額となっております。

工事請負費、学校施設整備工事費215万6,000円の増額は、木佐木小学校太陽光発電設備に落雷による損傷が判明し、損傷箇所を改修するものです。

備品購入費、パソコン購入費384万円の減額は、内訳としまして、児童1人1台のパソコン端末の契約による予算残による550万円の減額及び緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備で166万円を増額するものとなっております。

学校管理費、大溝小学校において役務費、通信運搬費15万円の増額は、IGAスクール端末整備による回線使用料不足見込額でございます。

補償補填及び賠償金、被害全補償1万円の減額は、不要となったことによる減額です。

学校管理費、木佐木小学校において需用費、消耗品8万円の増額は、感染症対策に係る消耗品の不足分でございます。

需用費、光熱水費30万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策により夏休みの授業実施等で当初見込みよりも増大したことによるものです。

学校管理費、大莞小学校において需用費、消耗品5万円の増額は、感染症対策に係る消耗品の不足分でございます。

需用費、光熱水費55万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策により夏

休みの授業実施等で当初見込みよりも増大したことによるものです。

役務費、通信運搬費 7 万円の増額は、G I G A スクール端末整備による回線使用料の不足見込額です。

2 目教育振興費 8 2 万円の減額補正をお願いしています。

次のページをお願いします。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとに説明いたします。

教育振興費、教育総務係において負担金補助及び交付金、体験活動補助金 2 0 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策で宿泊体験学習バスの不用見込額でございます。

扶助費、就学援助費 5 0 万円の減額は、就学援助に不用額が生じる見込みの額でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業において、1 2 万円の減額補正を計上しております。需用費、消耗品の同額で、新型コロナウイルス感染症対策事業で就学援助の対象者世帯に大木町産米わのめぐみと菜種油わのかおりを配布した事業の不用額でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 6 2 万 8, 0 0 0 円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとに説明いたします。

学校管理費、教育総務係において、委託料につきましては設計監理業務委託料 4 0 万円の減額で、発生予算として学校の営繕工事の設計監理委託料の不用見込額でございます。

備品購入費、パソコン購入費 1 7 8 万円の減額は、内訳としまして生徒 1 人 1 台のパソコン端末の契約による予算残 2 5 0 万円の減額と緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備で 7 2 万円を増額するものでございます。

学校管理費、大木中学校において需用費、光熱費 55 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策により夏休みの授業実施等で当初の見込みよりも増大したことによるものです。

2 目教育振興費 62 万 9,000 円の減額補正を計上しております。負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対策により部活動助成金 20 万円と体験活動助成金 42 万 9,000 円の不用額が生じる見込みであることから減額するものです。

以上でございます。

生涯学習課長 4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 41 万円の減額補正を計上しております。

次のページをお願いいたします。

内訳につきましては、右側説明欄の事業ごとにご説明いたします。

社会教育総務費において研修等負担金 3 万円の減額は、参加を予定しておりました社会教育主事講習が中止されたことにより減額するものです。

次に、社会教育事業において研修等負担金 8 万円の減額は、PTA が主催する家庭教育学級の講師謝金として計上しておりましたが、今回活用がなかったため減額するものです。

2 目公民館費 32 万円の減額補正を計上しております。

公民館費において報償費、講師謝金 16 万円の減額は、地区お茶の間学級や、おおぞらセミナー、また各講座の講師謝金として計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれ実施回数を縮小したため減額するものです。

次に、文化芸術活動支援事業において、使用料、入場料 7 万 2,000 円の

減額及び自動車借上料8万8,000円の減額は、文化芸術鑑賞事業について、感染症の影響により実施を見送ったことに伴い、施設入場料及びマイクロバス借上料を減額するものです。

3目青少年育成費10万円の減額補正を計上しております。

青少年育成費において、体験事業委託料10万円の減額は、通学合宿体験事業について、感染症の影響により実施を見送ったことに伴い、事業委託料を減額するものです。

6目生涯学習まちづくり推進費119万1,000円の減額補正を計上しております。

図書・情報センター運営費において、システム保守委託料10万2,000円の減額は図書管理システム保守対象の減少に伴う減額、及び複写機賃借料12万円の減額は、令和2年度から5か年の長期契約による入札を行った結果、入札残が生じたため減額するものです。

次に、子どもの読書推進事業において、報償金11万6,000円の減額は、ブックスタート事業後のフォローアップ事業について、ボランティア謝金として計上していましたが、感染症の影響により実施を見送ったことから減額するものです。

次に、町民協働文化活動推進事業において、費用弁償3万円の減額は、こっぽーっと魅力アップ構想づくり委員会について、町外の委員においてはリモートにより参加いただいたことによる減額、普通旅費1万3,000円の減額は、感染症の影響により出張が伴う会議等を取りやめたことに伴う職員旅費の減額です。ホームページサーバー使用料11万円の減額は、であいの広場こっぽーっとホームページを町のホームページへ移行したことによる減額、実行委員会負担金の70万円の減額は、こっぽーっとホールイベント実行委員会への負担

金について、感染症の影響によりイベント実施回数を縮小したことに伴い、負担金額を減額したことから減額するものです。

次のページをお願いいたします。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費374万3,000円の減額補正を計上しております。

指導者育成事業において、費用弁償13万円の減額は、九州地区スポーツ推進委員研修会及び南筑後地区スポーツ推進委員研修会が中止されたことにより委員費用弁償を減額するものです。

次に、青少年総合型体験事業において、体験事業委託料27万4,000円の減額は、子供スポーツ教室及びわんぱく体験隊事業について、感染症対策として、それぞれ実施回数を縮小したことに伴い事業委託料を減額するもの、研修事業委託料11万3,000円の減額は、子ども自然体験事業について、宿泊から日帰りへ変更したことに伴い事業委託料を減額するものです。

次に、体育協会支援事業において、協会補助金220万8,000円の減額は、感染症の影響により体育協会主催事業数を縮小されたことにより、補助金を減額したことから不用額を減額するものです。

次に、スポーツ大会運営事業において、報償費6万円の減額は、感染症の影響により各種スポーツ事業や会議の開催数を縮小したことに伴い委員報償費を減額するもの、及び役員費手数料8,000円の減額は、小学生スポーツ交流大会の未開催により大会用ゼッケンクリーニング料を減額するものです。

次に、パラリンピック競技大会記念事業において、イベント委託料23万円の減額は、パラリンピック大会が翌年度開催へ変更されたことに伴い減額するものでございます。

続きまして、2目保健体育施設費5,014万円の減額補正を計上しており

ます。

保健体育施設一般経費において、運動施設整備工事 5,000 万円の減額は、総合体育館大規模改修工事において入札残が生じたため減額するものです。

次に、総合体育館施設管理費において、電気工作物保安管理委託料 14 万円の減額は、入札残が生じたため減額するものです。

以上でございます。

学校教育課長 6 項学校給食共同調理場費、次のページをお願いします。

1 目調理場管理費 246 万 9,000 円の減額補正を計上しております。

右側説明欄の事務局費では、143 万 6,000 円の減額補正を計上しております。

報償費、学校給食運営委員会報償費 4 万 2,000 円の減額は、臨時による開催がなかったことによる運営委員会不用額となるものです。

需用費、燃料費で、コロナ禍での稼働日数の減もあり、ボイラー燃料代の不用見込額として 80 万円を減額するものです。

工事請負費、学校給食共同調理場整備工事は蒸気配管取替工事の入札残 16 万 1,000 円の減額、空調設備設置工事はスポットクーラー設備工事の入札残 5 万 1,000 円を減額するものです。

備品購入費、一般備品購入費は、牛乳用保冷库購入費の契約残 38 万 2,000 円を減額するものです。

以上でございます。

議長 それでは、ここで 6 款農林水産業費から 10 款教育費まで質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　62ページのスクールライフサポーターの40万の減ですけれども、結構このスクールサポーターの方が積極的に自主的に研修に出たりして、保護者の声もよいほうに聞いていますけれども、実績によるということですけれども、詳しくお話を聞きたいです。お願いします。

議長　　答弁を許します。内藤学校教育課長。

学校教育課長　　スクールライフサポーターにつきましては、当初の予定では4人ということで予算のほうは計上させてもらいましたけれども、なかなかなくて、実際、今年度、稼働していただいたのは2人の方でなっていたということになりますので、その分については、また来年度に向けて人員の確保とかも図っていきたいと思います。

以上でございます。

議長　　よろしいですか。

補足ということで、北原教育長、答弁を許します。

教育長　　補足いたします。

野口議員のご質問にお答えいたします。

今年度、中学校の不登校等支援を要する生徒に対して、4名のスクールライフサポーターを配置する予算を確保しておりました。実際、対象となる生徒は、不安や、あるいは緊張感を持つ子供たちで、繊細な、細やかな指導、支援が必要です。そして、保護者に対しても細やかな配慮が必要ですので、やっぱりど

なたでも該当できるということが難しいので、現在2名の方に活動していただいております。

日誌を見ますと、ほぼ家庭訪問や、あるいは学校の中での別室での指導を中心に支援記録を残してありますが、野口議員が今ご指摘ありましたように、昨日のリモートの研修会への参加とか、あるいは保護者の会への参加等もなさっているんです。そういったことも含めて、活動費として該当するのかどうか、その積極的な活動については報いるような対応を検討させていただきたいと思っております。

議長　ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　これは全体的な話なんですけれども、多分、今回はコロナウイルスの影響が大だったんだと思うんですけれども、要するに、かなりの三角、いわゆる減が出ています。これに関しては、一般財源が三角になっているのもいっぱいあるんですけれども、今でなければ、要するに額が決定しないとか、補助率が低かったとか、いろんな理由はあるんでしょうけれども、これは今後の話として、12月補正でできるようなものは12月にさせていただいて、なるだけ有効利用というか、効率的に予算を執行できるようにした方がいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長　答弁を求めますか。

古賀知文議員　いや、結構です。

議長　　じゃ、ご意見として。

ほかに質疑ございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　2点ほど、ちょっとお願いがあります。

まず、学校教育課長に、64ページ、学校管理、中学校の管理のところ、管理業務の委託料というのがマイナス40万ほど出ております。これは、今年度ずっとお願いしておりました中学校の運動場の井戸掘りの件ですね。夏場になると砂ぼこりが立って非常に困っているということで、井戸を掘ったらどうかということで再三お願いしておりましたが、このようなコロナとは関係ない管理業務の委託料で40万ほどマイナスが出るのであれば、井戸を掘ることができたんじゃないのかなということで考えています。この予算がそのまま井戸工事に使えるかどうかというのは定かではありませんが、その辺考えていただきたいなというところのお願いがあります。

それから、もう一つ、56ページのほうで、道路維持管理になるのかどうか分かりませんが、セットバックによる舗装工事がまだ行われていないところがあるかと思うんです。減額を出される工事請負費で舗装工事のところ、250万ほど出ております。これはまた別な工事なんだろうなと思っておりますが、セットバックに伴う舗装工事がまだ行われていないところがあるのかなど、思っておりますので、令和3年度については、それはしっかりと執行していただきたいなと思っております。これはお願いです。よろしく申し上げます。

議長　　2点ともお願いということでよろしいんですか。

小島裕司議員　　はい。

議長　　じゃ、よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。端的に説明をお願ひをできればと思っておりますので、川村会計課長、よろしくお願ひいたします。

会計課長　　それでは、端的に説明をいたします。

15ページ、16ページになります。

ほとんどコロナに関して、事業費が縮小することによって、補助事業であれば補助金の歳入も減少するというふうに連動しておりますので、そういうことで説明は終わってしまうんですけれども、一応、主なものを説明させていただきます。

9款地方特例交付金、10項地方交付税、11款交通安全対策特別交付金は、いずれも国からの交付金になるんですけれども、全て金額が確定したことになります。右側の説明欄にありますように、各項目において金額が確定したことによって積み上げて増額及び減額の補正をいたしております。

13節使用料及び手数料は、いわゆる本町内で使用料、手数料を徴収しておりますので、右側の説明欄にありますとおり、各使用料等が最終的な収入の見込みというものを原課のほうで計上いたしまして、その差額について今回は全て見込みが下回るということで減額の補正をしているということです。

14 款国庫支出金、それから次のページの15 款県支出金は、先ほど申し上げましたとおり、補助事業の今年度の実績に応じて補助金のほうの額がそれぞれ確定をいたしておりますので、その増減の補正が行われているものです。

特に申し上げますと、16 ページの説明欄の一番下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは、るるコロナウイルスの感染症対策の事業をこれまで予算化してきておりますが、国のほうの交付金の額が決定したために、今回の10 号補正の歳出及びこれまでの既存の予算化したもの等にそれぞれ充当をしているところです。

続きまして、16 ページ、お願いいたします。

財産収入です。右側の説明欄にありますとおり、情報通信ケーブル貸付収入については、金額が減となっております。また、各基金における利子につきましては、預金……

議長 失礼。先ほどののは16 款の財産収入ということで、19 ページのほうをお願いいたします。

会計課長 失礼いたしました。19 ページ、20 ページの16 款になります。

財産収入については、情報通信ケーブルの貸付収入の減と各基金における預金運用収益の利子の収入の予算増を計上いたしております。

続きまして、21、22 ページをお願いいたします。

寄附金収入については、1 項2 目の総務費寄附金で、ふるさと納税の最終的な寄附額の見込額に基づいた増額補正を行っております。また、教育費寄附金においても、12 月に寄附を受納した関係で増額の補正を行っております。

繰入金につきましては、予算収支の調整のために当初、それから補正におい

て基金からの繰入金を入れておりましたところ、今回の10号補正までの段階で繰入金の額が少なくて済みました関係で、財政調整基金繰入金は4億100万円、大木町公共施設整備基金からの繰入金はマイナスの3,400万円をそれぞれ減をしています。夢あふれるまちづくり基金繰入金についての繰入金の減につきましては、夢あふれるまちづくり事業として歳出のほうで予算化をしていた新規就農支援事業についての対象者が少なかったということで、事業額が減少したことに対して繰入金の額を減少しているものです。

20款の諸収入につきましては、右側説明欄のように歳入を見込んで予算化をしているところです。主なものとしては、ふるさと振興基金の分配金で327万4,000円、市町村宝くじ配分金で389万3,000円の収入等を計上いたしております。

次の23ページ、24ページをお願いいたします。

21款の町債につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、各事業について、本来事業の予定額に応じた起債額をしているところなのですが、臨時財政対策債以外のそれ以下の記載につきましては、それぞれの事業の額が確定したことで、連動して記載の額が確定したことによって、全ての額が減額となっております。

また、最後の減収補填債については、今回のコロナ禍において、国からの主に譲与税等の減収が見込まれるものについて、特別に今回、税収の対象科目が追加されたことによって、特別分及び通常分の減収補填債を借り入れた方が有利になるという判断で、新たに増額の補正をいたしているものです。

以上で終わります。

議長 所管課長の簡明な説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会の付託の負託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第10、議案第8号令和2年度大木町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第8号本案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、明日3月4日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 16時37分